

#### 第4回定例会会議録

1 開会の日時 平成24年12月6日(木曜日)午前10時00分

2 開会の場所 阿久根市議会議場

3 出席議員の氏名

1 番 出 口 徹 裕 議員	2 番 仮屋園 一 徳 議員
3 番 竹 原 恵 美 議員	4 番 石 澤 正 彰 議員
5 番 松 元 薫 久 議員	6 番 牛之濱 由 美 議員
7 番 中 面 幸 人 議員	8 番 濱 崎 國 治 議員
9 番 野 畑 直 議員	10 番 大 田 重 男 議員
11 番 牟 田 学 議員	12 番 岩 崎 健 二 議員
13 番 鳥 飼 光 明 議員	14 番 山 田 勝 議員
15 番 木 下 孝 行 議員	16 番 濱之上 大 成 議員

4 職務のため議場に出席した事務局職員の氏名

事務局 長 松 崎 裕 介 君	次長兼庶務係長 平 石 龍 喜 君
議事係 長 牟 田 昇 君	議事係 寺 地 英 兼 君

5 説明のため出席した者の職氏名

市 長 西 平 良 将 君	副 市 長 馬 場 義 孝 君
総務課 長 上 野 正 順 君	財 政 課 長 花 田 清 治 君
企画調整課長 花 木 雅 昭 君	税 務 課 長 小牟田 伸 雄 君
市民環境課長 松 永 正 美 君	生きがい対策課長 堂之下 浩 子 君
健康増進課長 佐 潟 進 君	農 政 課 長 内 園 由 幸 君
水産林務課長 早 瀬 則 浩 君	都市建設課長 飛 松 義 行 君

＜教 育 委 員 会＞

教 育 長 原 田 正 美 君	教育総務課長 佐 潟 富士男 君
学校教育課長 盛 島 正 行 君	生涯学習課長 上 野 教 次 君
学校給食センター所長 野 崎 清 二 君	

◎ 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名	5	
日程第2	会期の決定	5	
日程第3	諸般の報告	5	
日程第4	認定第1号 平成23年度阿久根市歳入歳出決算認定について (一般会計)	} 一括上程 特別 委員長報告 …… 6	
日程第5	認定第2号 平成23年度阿久根市歳入歳出決算認定について (国民健康保険特別会計)		
日程第6	認定第3号 平成23年度阿久根市歳入歳出決算認定について (簡易水道特別会計)		
日程第7	認定第4号 平成23年度阿久根市歳入歳出決算認定について (交通災害共済特別会計)		
日程第8	認定第5号 平成23年度阿久根市歳入歳出決算認定について (介護保険特別会計)		
日程第9	認定第6号 平成23年度阿久根市歳入歳出決算認定について (後期高齢者医療特別会計)		
日程第10	認定第7号 平成23年度阿久根市水道事業会計の決算の認定 について		
日程第11	報告第8号 専決処分の承認について(平成24年度阿久根市 一般会計補正予算(第5号))		13
日程第12	議案第52号 字の区域変更について		14
日程第13	議案第53号 鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務 の変更及び同組合同規約の変更について		15
日程第14	議案第54号 北薩広域行政事務組合規約の変更について	15	
日程第15	議案第55号 財産の無償貸付について	} 一括上程 提案説明 …… 21	
日程第16	議案第56号 財産の無償貸付について		
日程第17	議案第57号 財産の無償貸付について		
日程第18	議案第58号 財産の無償貸付について		
日程第19	議案第59号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	29	
日程第20	議案第60号 阿久根市民交流施設整備基金条例の制定について	35	
日程第21	議案第61号 阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	39	
日程第22	議案第62号 平成24年度阿久根市一般会計補正予算(第6号)	40	

日程第23	議案第63号	平成24年度阿久根市一般会計補正予算(第7号) ……………	49
日程第24	議案第64号	平成24年度阿久根市国民健康保険特別会計補正 予算(第1号) ……………	55
日程第25	議案第65号	平成24年度阿久根市介護保険特別会計補正予算 (第2号) ……………	57
日程第26	請願第2号	根比海岸線の侵食防止策を求める請願書……………	59
日程第27	陳情第6号	オスプレイの沖縄配備を撤回させ、低空飛行訓練 に反対する陳情書……………	59

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名	
日程第2		会期の決定	
日程第3		諸般の報告	
日程第4	認定第1号	平成23年度阿久根市歳入歳出決算認定について (一般会計)(認定)	
日程第5	認定第2号	平成23年度阿久根市歳入歳出決算認定について (国民健康保険特別会計)(認定)	
日程第6	認定第3号	平成23年度阿久根市歳入歳出決算認定について (簡易水道特別会計)(認定)	
日程第7	認定第4号	平成23年度阿久根市歳入歳出決算認定について (交通災害共済特別会計)(認定)	
日程第8	認定第5号	平成23年度阿久根市歳入歳出決算認定について (介護保険特別会計)(認定)	
日程第9	認定第6号	平成23年度阿久根市歳入歳出決算認定について (後期高齢者医療特別会計)(認定)	
日程第10	認定第7号	平成23年度阿久根市水道事業会計の決算の認定 について(認定)	
日程第11	報告第8号	専決処分の承認について(平成24年度阿久根市 一般会計補正予算(第5号))(承認)	
日程第12	議案第52号	字の区域変更について(原案可決)	
日程第13	議案第53号	鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務 の変更及び同組合同規約の変更について(原案可決)	
日程第14	議案第54号	北薩広域行政事務組合同規約の変更について(原案 可決)	

- 日程第15 議案第55号 財産の無償貸付について（原案可決）
- 日程第16 議案第56号 財産の無償貸付について（原案可決）
- 日程第17 議案第57号 財産の無償貸付について（原案可決）
- 日程第18 議案第58号 財産の無償貸付について（原案可決）
- 日程第19 議案第59号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について（総務文教委員会付託）
- 日程第20 議案第60号 阿久根市民交流施設整備基金条例の制定について  
（総務文教委員会付託）
- 日程第21 議案第61号 阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について（産業厚生  
委員会付託）
- 日程第22 議案第62号 平成24年度阿久根市一般会計補正予算（第6号）  
（原案可決）
- 日程第23 議案第63号 平成24年度阿久根市一般会計補正予算（第7号）  
（各常任委員会付託）
- 日程第24 議案第64号 平成24年度阿久根市国民健康保険特別会計補正  
予算（第1号）（産業厚生委員会付託）
- 日程第25 議案第65号 平成24年度阿久根市介護保険特別会計補正予算  
（第2号）（産業厚生委員会付託）
- 日程第26 請願第2号 根比海岸線の侵食防止策を求める請願書（産業厚  
生委員会付託）
- 日程第27 陳情第6号 オスプレイの沖縄配備を撤回させ、低空飛行訓練  
に反対する陳情書（総務文教委員会付託）

平成24年12月6日(木曜日)

開 会 午前10時00分

開 議 午前10時00分

議長(濱之上大成議員)

ただいまから平成24年第4回阿久根市議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長(濱之上大成議員)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により3番竹原恵美議員、4番石澤正彰議員を指名いたします。

会期の決定

議長(濱之上大成議員)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、11月29日開催の議会運営委員会において決定されたとおり、本日から12月21日までの16日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月21日までの16日間と決定しました。

なお、本日の日程につきましてはお手元に配付してあります日程表のとおり作成しましたので御了承願います。

諸般の報告

議長(濱之上大成議員)

日程第3、この際、諸般の報告を行います。

議会閉会中の議長会等の報告につきましては、報告書をお手元に配付してありますので、御了承願います。

関係書類は事務局に保管してありますので、念のため申し上げます。

次に、市長の市政報告を求めます。

西平市長

登壇

おはようございます。12月に入りまして年末の大変お忙しい中、皆様方にこうして平成24年第4回定例会を招集いたしましたところお集りいただきまして、まことにありがとうございます。

市制施行60周年記念式典並びに市が主催します多くの行事にも、お忙しい中御参加いただきましたことを心より感謝申し上げます。そしてまた、議会基本条例の方で制定されました議会報告会を10月、11月と回られたというお話を伺っております。皆様方が議会改革に積極的に取り組んでおられる姿勢には敬意を表する次第でございます。今後とも我々執行部にも温かい、そしてまた厳しい御指導をいただきますようお願い申し上げます。

では、平成24年度第3四半期の市政の主な事項等について御報告申し

上げます。

市政の主な事項として59件、市長の主な行事として19件、お手元に配付いたしました報告書記載のとおり御報告いたします。以上です。降壇  
議長（濱之上大成議員）

市長の市政報告は終わりました。

認定第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号上程（認定）

議長（濱之上大成議員）

日程第4、認定第1号から日程第10、認定第7号までの7件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本7件に対する決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長（牛之濱由美議員）

登壇

皆様、おはようございます。それでは御報告申し上げます。

去る9月26日の本会議において当決算特別委員会に閉会中の継続審査として付託されました案件は、認定第1号、平成23年阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）、認定第2号、国民健康保険特別会計、認定第3号、簡易水道特別会計、認定第4号、交通災害共済特別会計、認定第5号、介護保険特別会計、認定第6号、後期高齢者医療特別会計、認定第7号、阿久根市水道事業会計の決算の認定について、以上7件で

あります。

第1回委員会を9月26日、本会議終了後、直ちに開会し、正副委員長の選任と現地調査を含めた審査日程を10月2日から5日までの4日間と定め、14名の全委員出席のもと審査を行いました。審査日程についてではありますが、第1回委員会において10月2日から5日までの4日間と定めておりましたが、学校給食センターの審査において答弁を求めたい職員の休暇欠席により10月5日の審査を取りやめ、職員の出席可能となった10月12日に変更し、10月2日から10月4日及び12日の4日間と審査日程の変更があったことを御報告申し上げます。

審査に当たりましては、歳入歳出決算書のほか提出された全書類、また所管課長等による事項別明細書、決算に関する説明書、加えて新規事業や改良を加えた点、事業の執行による行政効果等についての説明を受けた後、各委員の質疑により審査を行いました。

今回の現地調査につきましては、全委員一致で必要なしと決しましたので省略することとし、審査4日目に総括として市長、副市長、教育長、総務課長、生きがい対策課長、市民環境課長、健康増進課長、商工観光課長に出席を求め審査を行いました。

審査の結果、結論から申し上げます

すと、認定第1号、平成23年度決算認定（一般会計）については1名の委員より反対討論があり、賛成者起立採決を行い、採決の結果、賛成多数の結果をもって認定すべきものと決しました。

認定第2号から認定第7号までの6件については、全委員一致をもって認定すべきものと決しました。

以下、認定番号順に審査の報告を行います。本委員会は議長及び議会選出の監査委員を除く14名の全議員が決算特別委員会として審査に入り、活発な質疑、意見、要望等の議論がございましたが、報告につきましては割愛させていただいている部分もあるかと思いますが、委員長一任の承認を受けましたことから御理解いただきたいと思えます。

審査内容の詳細につきましては、全文146ページの会議録として事務局に保管してありますので、必要の方はお目通し願います。

まず認定第1号、平成23年度決算認定の一般会計から御報告いたします。

初めに、議会事務局所管事項について、議員報酬の手当について、これは期末手当だけが該当するのかと、職員報酬の手当について、これは期末手当だけが該当するとの答弁、また、議員と職員の期末手当の割合の

差について質疑応答があり、10節交際費、主に議長出会の中身が今後の検討課題であるとの意見がありました。議長会の負担金についての質問で、人口割、均等割の負担額決定により納入しているとの説明でした。

監査事務局の所管の事項については、委員からの質疑はありませんでした。

次に、会計課所管の事項について、短期借入に関する質疑応答が1件、総務課所管、選挙事務局での審査では8目1節報酬について、選挙時の投票立会人の件で、立会人の報酬や事務経費、選任の方法の質疑応答があり、委員より細かな現状把握ができてよかったとの意見がありました。

その他、19節負担金及び交付金で市の防災整備状況の質問で、失礼しました、市の防災無線整備状況の質問で、23年度末現在で無線化済みの区が79区中69区であるが、小規模集落においては必要ないという区もあり、今後100%整備はないのではとの答弁がありました。また、電波管理費の件で、集落によっては大きな負担が生じているのではの質問に、行政としても今後の検討課題として上げているとの答弁でした。

2目職員研修費について3名の委員より質疑があり、行政に対し市民にとってよい結果が得られる研修を求

めたいとの要望が出されました。

次に消防係所管の事項について、現在配備されている屈折はしご車について、高さ35メートルある市民病院に対し25メートルのはしご車での対応についての質問で、今後もしっかりした避難誘導や伸梯訓練しんていを行って十分不備のないようやっていきたいとの答弁でした。

また7節賃金について、住宅火災警報器の市内における普及率の質問で、6月現在の執行で76.6%であるとのことでした。

次に税務課所管の事項について、市税等の徴収方法に対する質疑応答、また今後の収納担当者に期待する意見が多く出されました。

次に企画調整課所管に事項について、乗り合いタクシー事業に対し、さらなる拡充を期待する要望が出されました。また、提案公募型事業について、アクネ大使事業成果と今後の取り組みについての質疑応答がありました。

次に農政課所管の事項について、農道舗装工事の事業の内容と農業農村活性化推進施設等整備事業の内容についての質疑応答があり、農地農業用施設災害復旧測量設計業務内容の質疑と今後の測量設計業務委託の発注に関する要望がありました。

3目農業振興費19節負担金補助及

び交付金について、鳥獣害防止施設整備事業に対し、小規模農家に対しても補助対象の見直し等ができないものかの質問に、次年度の予算に間に合うよう現在作業中であるとの答弁がありました。

農業委員会事務局所管の事項についての質疑はありませんでした。

次に健康増進課所管の事項について、認定1号一般会計では、介護基盤緊急整備特別対策事業と施設開設準備経費助成特別対策事業の事業箇所と内容についての質疑応答、次に夜間一次救急診療所への負担金額と受診者数の質問に加え、周知に関する広報のあり方等の要望が出されました。

また、健康診断の受診率向上とその後の追跡調査について要望が出され、病院群輪番制病院事業の内容についての質疑応答、予防接種と特定不妊治療助成事業についての内容質問が出されました。

次に市民環境課所管の事項について、7目葬斎場管理費13節委託料で23年度においては葬斎の処理件数で市外の分が46件と想定外に多い件数であった。これは長島町の施設故障のため本市に依頼があったことであるが、このことにより指定管理者への配慮が足りなかったのではとの委員からの指摘がありました。



次に生きがい対策課所管の事項について、3項生活保護費、扶助費の中で医療費の問題、阿久根市障がい者計画及び障がい福祉計画策定業務について質疑応答がありました。

次に水産林務課所管の事項については、23年度決算に関する質問はありませんでした。

次に商工観光課所管の事項について、観光振興によるまちづくり事業の内容と事業委託先の業務成果と運営のチェック体制について、市役所前シャトルバス、バス停建設費について質疑応答がありました。

次に都市建設課所管の事項について、市営住宅使用料の滞納に対する収納対策について、各地区から受けている要望で都市建設課分の件数と金額、今後の取り組みについて質疑応答がありました。

次に生涯学習課所管の事項について、主要事業一覧の記載の方法に対し、今後わかりやすく記載してほしいとの要望があり、ポントンロードレース大会、図書館と郷土資料館についての質疑応答もありました。

次に給食センター所管の事項については、学校給食費の未納額の質問に加え、センターとしての徴収対策と今後の取り組み等について1時間余りの審査がなされました。

次に教育総務課及び学校教育課所

管の事項について、教職員住宅費の中で使われた里道整備事業についての質疑、人権同和教育関係の研修について、外国語指導助手についての質疑応答がありました。

次に認定1号中、一般会計、水道課所管の事項についての質問はありませんでした。

次に財政課所管の事項については投資的経費の内容、また不動産売払い収入5件の内容についての質疑応答があり、今後も過疎債については借り入れられる限度額を申請している状況であり、有利な地方債について目いっぱい申請する考えであるとの答弁がありました。

次に認定第2号、国民健康保険特別会計について、歳入で一般会計からの繰入金の内容、水俣病認定患者と水俣病被害者手帳所持者の医療費区分について内容の質疑応答がなされました。国民健康保険税不納欠損について、また大川診療所の今後のあり方についての質疑応答がありました。

次に認定第3号、簡易水道特別会計についての質疑はありませんでした。

次に認定第4号、交通災害共済特別会計、認定第5号、介護保険特別会計ともに質疑はありませんでした。

次に認定第6号、後期高齢者医療

特別会計については、医療費についての質問に対し、現在、本市における後期高齢者医療費は1人当たり平均96万5,399円とかなりの金額であるとのことから、早めの予防と健康教室等の利用促進を市でも呼びかけているとの答弁でした。

次に認定第7号、阿久根市水道事業会計についての質疑はありませんでした。

総括においては、市長に出席を求め質疑を行いました。

歳出で2款1項3目広報費11節の需用費について、「平成23年度に開催された100人委員会の事業成果は何であったか」の問いに、「100人委員会で提言された256項目の中から65項目については、予算をつけて実施して成果を出している」との答弁でした。

次に3款1項2目心身障害者福祉費13節の委託料の中で、「阿久根市障がい者計画及び障がい福祉計画について計画されるに当たり、アンケートやパブリックコメントから得られた改善点や成果があったか」の問いに、「日々、または年々変わる法律も踏まえ阿久根も対応している状況である。アンケートやパブリックから見えたものは何より大事なことは、相談を受け支援に積極的に乗り出すことが一番であると感じた」と答弁

がありました。

次に3款2項3目保育所費8節報償費の中で、「出会謝金について、みなみ保育園の検討委員会であるが、会を起こした目標と成果をどう評価しているか」の問いに、「国において幼保一体化の問題が大きかった。また公立で残すのか、私立でもいいのかという問題もあり、委員会より意見が必要であった。今の状況では公立で残すという結果であるが、今後国の流れ次第では流動的な面も若干あるということは否めない」との答弁でありました。

次に7款1項3目観光費13節の委託費については、「雇用再生特別事業で観光業に対しては単年度事業としては不向きではないのか」の問いに、「23年度で8人の雇用があったことは意味のあることであり、今後継続可能な事業としていくことが大事である」との答弁でした。

次に4款1項7目葬斎場管理費13節の委託料については、審査の中でも担当課との質疑応答が活発に交わされた議題でもありました。「23年度の葬斎場の管理業務について市外の件数が予定外に多かったことで受益者負担もあったと思うが、今後このようなケースが生じた場合、市長としての取り組みはどうされるのか」の問いに、「今後相手方の方に不利

益が生じるということであれば、しっかりとした話し合いと対応をしていく必要がある」との答弁でした。

次に2款2項2目賦課徴収費について、「市税等の徴収率を上げるための対策として、一つに特命参事という人事をされたが、この件について市長のお考えを聞きたい」との問いに、「しっかりとした対応を取り指示していきたい」との答弁でありました。

最後に認定第2号中の国民健康保険特別会計の関連事項として、「水俣病の被害者手帳を持たれた方々の医療費について、また認識について」との問いに、「被害者手帳をお持ちの方の医療費については、阿久根市国民健康保険特別会計で7割負担されている。その部分については国から特別調整交付金が4,600万ほど国保に入るが、1億7,000万の給付がかかっているため、約1億3,000万円程度は阿久根市の国保負担である」との説明に加え、「認識については関係各所の方が来られたり、行政に送られてくる情報等の認識である。国としてもなかなか情報開示に踏み切れないところがあるのかなと思っている」との答弁でした。

以上で報告を終わりますが、今回の決算特別委員会においてやむを得ず審査日程の変更もあり、また不慣

れな委員長のもとで真剣に審議に取り組んでいただいたことに感謝申し上げます。各委員から出された多くの意見や要望等が今後の市政に反映されることを願い、これで御報告を終わらせていただきます。 降壇  
議長（濱之上大成議員）

決算特別委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

認定第1号について討論の通告がありますので発言を許します。

3番竹原恵美議員の発言を許します。

竹原恵美議員

登壇

認定第1号、平成23年度阿久根市歳入歳出決算認定について、一般会計について反対の立場で討論いたします。

交流基盤整備計画等策定業務294万円に対して、これは関係者の希望、聞き取りだけを異常に短期間で行ったものです。これから「うみ・まち・にぎわい」事業の計画やその策定委員のたたき台としての資料にするにも全く不足の成果だったと考えます。以上により一般会計認定第1号に対して反対をいたします。 降壇

議長（濱之上大成議員）

以上で通告による討論は終了いたしました。

これにて討論を終結します。

これより認定第1号、平成23年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、本案は認定することに決しました。

これより認定第2号、平成23年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決しました。

これより認定第3号、平成23年度阿久根市歳入歳出決算認定について（簡易水道特別会計）を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決しました。

これより認定第4号、平成23年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決しました。

これより認定第5号、平成23年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決しました。

これより認定第6号、平成23年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）を採決

します。

本案に対する委員長の報告は認定  
であります。

委員長の報告のとおり決することに  
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決  
しました。

これより認定第7号、平成23年度  
阿久根市水道事業会計の決算の認定  
についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定  
であります。

委員長の報告のとおり決することに  
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決  
しました。

報告第8号上程（承認）

議長（濱之上大成議員）

日程第11、報告第8号を議題とい  
たします。

市長の提案理由の説明を求めます。

西平市長

登壇

御説明申し上げます。

補正予算書の2ページをごらんく  
ださい。

報告第8号は、専決処分の承認に  
ついてであります。

平成24年度阿久根市一般会計補正

予算（第5号）を地方自治法第179条  
第1項の規定により、平成24年11月  
19日専決処分したので、同条第3項  
の規定によりこれを報告し承認を求  
めるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額に  
歳入歳出それぞれ1,093万3,000円を  
追加し、歳入歳出予算の総額を歳入  
歳出それぞれ101億6,019万8,000円  
にしたものであります。

歳入歳出予算の補正額につきまし  
ては第1表に示すとおり、4ページの  
歳出におきましては第2款総務費1,  
093万3,000円増額し、3ページの歳  
入におきましては第14款県支出金を  
同額増額したものであります。今回  
の専決処分につきましては、平成2  
4年11月16日に衆議院が解散し、衆  
議院議員総選挙が12月4日公示、12  
月16日投票で確定したことから、選  
挙ポスター掲示板の修繕、建て込み  
を公示前までに完了する必要がある  
ことなどから専決処分したものであ  
ります。

以上で説明を終わります。御審議  
のほど、よろしく願いいたします。

降壇

議長（濱之上大成議員）

提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。  
ただいま議題となっております報告第8号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、報告第8号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより報告第8号、専決処分の承認についてを採決します。

本案は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

議案第52号上程（原案可決）

議長（濱之上大成議員）

日程第12、議案第52号を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

西平市長

登壇

議案第52号は、字の区域変更についてであります。

中山間地域総合整備事業阿久根北部地区のほ場整備実施団地である内

田団地、大下団地、松ヶ根団地、深田団地の4団地の換地計画書及び換地図面が完成したことに伴い従来の土地の区画が変更されたため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、深田団地を除く3団地の字の区域を変更するものであります。なお、深田団地は同じ字界内で字界の変更が生じなかったため、区域の変更はありません。

以上、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。 降壇  
議長（濱之上大成議員）

提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議案第52号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第52号、字の区域変

更についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第53号上程（原案可決）

議長（濱之上大成議員）

日程第13、議案第53号を議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

西平市長

登壇

議案第53号は、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更についてであります。

鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する同組合規約、別表第2の8及び9の事務にかかる組合市町村に西之表市を加えることに伴い、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。 降壇

議長（濱之上大成議員）

提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議案第53号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第53号、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第54号上程（原案可決）

議長（濱之上大成議員）

日程第14、議案第54号を議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

西平市長

登壇

議案第54号は、北薩広域行政事務組合規約の変更についてであります。

北薩広域行政事務組合の経費の支弁の方法の見直しに伴い、北薩広域行政事務組合規約を変更する必要性が生じたので、地方自治法第286条第2項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。 降壇  
議長（濱之上大成議員）

提案理由の説明は終わりました。

これより補足説明を願います。

花木企画調整課長

それでは議案第54号、北薩広域行政組合規約の変更について、補足して御説明申し上げます。

今回の組合規約の主な内容は、2市1町の負担金の負担方法の見直しであります。この見直しの背景といたしましては、次の4点がその理由として上げられます。

まず、第1点目は、平成18年の出水市及び長島町の市町合併に伴い新たな負担のあり方が求められていること。次に第2点目は、し尿処理に係る負担割合の考え方を再検討すること。第3点目は、現在の環境センターが稼働から20年目を迎え、新たな施設の整備が予定されていることから、その負担のあり方について見直しが必要であること。第4点目は、現在ごみ減量大作戦に取り組んでいますが、今後はごみの減量化とごみ

処理経費の関連づけを高めるため、より実績に重点を置いた新たな負担のあり方が必要であることとあります。

このことから2市1町の関係課長で構成する幹事会において見直しに係る四つの原則を基本として協議を進めてまいりました。その原則の一つ目は公益性・効果性、二つ目は公正性・公平性、三つ目は明確性・透明性、四つ目は必要性・継続性であります。この四つの原則を基本に幹事会において協議を進め、去る10月16日に開催されました理事会において、今回御提案いたしました負担方法について協議が整ったところであります。また、今回御提案いたしました負担割合の考え方につきましては、これまで理事会において出された意見や県内の一部事務組合の負担金の傾向を勘案し、実績による負担金の比率を高めた考え方が示されており、今後は2段階で見直しを進めることとなっております。

まず、し尿処理施設、塵芥処理施設、管理型最終処分場、リサイクル推進施設及び介護保険認定審査等の経費につきましては、平成25年4月1日からは均等割の案分方法について構成市町数が6市町から3市町になったことに伴い、6分割して算定していたものを均等に3分の1ずつとし、



さらにこれまで均等割20%、人口割40%、実績割40%としていた負担割合を均等割20%を10%に引き下げ、残りの90%を人口割、実績割それぞれ45%としたところであり、これはこれまでの均等割、人口割、実績割の案分の考え方を踏襲しつつ、これからのごみ減量化への取り組みを反映させるため、実績割について5%加算しようとするものであります。また、平成28年4月1日からはさらに実績を重視し、均等割10%、人口割40%、実績割50%にしようとするものであります。このことでごみ処理等の実績が塵芥処理に係る負担金に反映されることとなり、ごみ減量化への取り組みがさらに推進するものと考えております。また、これまでその他経費として掲げていたもののうち公債費については、平成24年度以前に設置された施設に係るものとそれ以降に整備された施設の係るものの負担割合を区分して計上することとし、平成24年度以前に設置された施設に係るものについては、これまでの負担割合をその償還が終了するまで継続することとし、それ以降に整備される施設に係るものについては均等割10%としてそれぞれ3分の1ずつ案分とし、残りの90%については人口割としているところであり、さらにこれまで前年度の

処理実績数値をもとに負担金を算定を行っておりましたが、この考え方で算定を行う場合、当初予算編成時においては前々年度の実績数値でしか算定できないことから、前年度実績が確定した段階で補正を行い、負担金を調整する作業が必要となっておりましたが、今後はこの作業を行う必要がないよう、前々年度の実績数値を基準として年間の負担金額を算定することとしたものであります。

以上で補足説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

議長（濱之上大成議員）

補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝議員

広域行政組合の規約の負担金の規約の改正についてはですね、むしろ遅かったかなという気がしております。2市4町の時代の負担割合でありましたのをば、2市1町の負担割合に残すということなんですが、それと阿久根みたいにですね、合併浄化槽の都市下水路の都市浄化槽のないところとですね、あるところの負担割合というのも当然出てこないかなという気がする中でですね、今回、こういう形で変更されるということは、非常にいいかなと思っているんですが、そこでお尋ねしますけど、このようなふうにはですね、仮に改善、

変更された後にですよ、し尿処理、市の負担金とした阿久根市が出しておいた予算の予算額とですね、今後想定される予算額の予算がどれぐらいの差があるのか、それはし尿処理と、もちろん塵芥処理費、別々に教えてください。

それから課長の説明の中でですね、今回、こういう形で提案されるという理由の中にですね、塵芥処理場の移転の計画があると、今後、その話も出てきたようではありますが、関連してですね、今回の条例改正、規約の改正のね、一つの理由であるならば、現在、うわさされている処理場の移転計画とか、その状況は当然阿久根市議会にはね、なかなかね、議論することはないんですけども、市長は理事として出席され、決定をされて出される。もちろん議会を代表して議員の方が出ていらっしゃるわけですけども、こうして阿久根市の議会の中でですね、それぞれの説明を正式にされるとというのは、今回の規約変更の理由の一つでありますので、せっかくですから教えてください。

西平市長

山田議員のお尋ねにお答えさせていただきます。

まず、変更された後の予算額の変更の差額をし尿処理並びに塵芥処理

の別で示していただきたいという御質問ですが、こちらにつきましては担当課長の方から答えさせます。

それと理由の中にある移転の計画についてであります。この後、皆様方には御案内のとおり全協の中でまず御説明させていただきたいということで御了承いただければと思いますが、いかがでしょうか。

花木企画調整課長

それでは山田議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、平成25年4月1日からの改正におきまして塵芥処理に係る経費、これは平成22年の実績をもとに平成23年の当初予算で組まれた額と比較したものでございます。その額と比較いたしますと、塵芥処理費においては約960万円ほどの増額、それからし尿処理経費につきましては、約600万円ほどの増額となっております。以上でございます。

山田勝議員

まず900万円、900万、960万の増額ですね、塵芥処理費が。し尿処理費が600万円の。これはね、具体的にね、本来上がるべきなのが今まで阿久根が少ししか払っていなかったんだというふうに、だから出水、あるいは長島の方がですね、不利益を被っているからこういうふうになっ

たというふうにも受け取れるわけなんですけどね、そこの経緯をちょっと教えてください。

それからね市長、市長が今さっき私は今回提案する、今回の規約を改正する理由の一つとして移転計画の問題がありますという説明をされたので、せっかくですからこういう本会議でですね、説明いただけませんかというお願いをしたんですよ。しかし、この後の全員協議会と言いますが、ちょっとおかしいんじゃないですか。基本的にはですね、多くの市民に報告するというのが義務であってですね、議会の方々だけに説明をして、これで納得してくださいではですね、私はこれはいかにも議員だけでお互いに隠しているように思うんですよ。私は非常にこういう時期にね、いいことだと思っているんですよ。その実態をですね、市民に広く知らせてくれるという一つの機会だというふうに思うんですが、市長がいいやと言ったら、これはね、ちょっと納得できませんね。今回提案される理由の一つなんですよ、移転計画については。それとも、ここで発表することが今後の行政事務に、事業執行に支障があるので、まだ隠しておかないかん状況ですということですか。私はそういうことじゃないと思いますけどね。

[発言する者あり]

議長（濱之上大成議員）

この際、暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時06分

議長（濱之上大成議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

西平市長

山田議員にお答えいたします。

これまでの経過については、後ほど担当課長の方に説明させますので御了承ください。

それとこれまでの経緯について若干説明させていただきたいと思っております。

新焼却処分場の新しい候補地につきましては、平成24年11月20日の第4回理事会におきまして出水地内で阿久根市との市境の方に候補地が決定したということで御理解いただきたいと思っております。これまで餅井地区の皆様とは1年半かけまして話を進めてまいりましたが、餅井集落のアンケート調査で反対が7割という結果を受けまして10月12日の第3回理事会で餅井地区への新焼却処分場の建設を断念いたしまして、新焼却処分場建設用地検討委員会の2次選定に残った2地区の中から1カ所を選定するという比較検討の結果、出水市の菜切地区の方に決定をしよう

うとするものであります。ただし、あくまでもまだ候補地としての検討ということでございますので、そういった形で御理解いただきたいと思っております。このことにつきましてですね、特に隠し立てをすることとも私も考えておりません。広域議会との兼ね合いが当然ございますので、そちらの方との兼ね合いを考慮しての判断だったということで御理解いただきたいと思えます。

花木企画調整課長

それではし尿処理費、塵芥処理費、先ほど申し上げましたが、この増額についてその経緯を説明していただきたいということでございました。

今回の見直しの中で、この均等割部分、これにつきましては、6市町であったのが3市町になることから、均等割部分を3分の1ずつそのままの比率で行うと、非常に増額部分が出てまいります。これは特に阿久根市においてその増額の影響が出てまいります。そのことから激変の緩和をするという意味合いで20%であったものを10%に落とすというような考え方をしております。そしてそういたしますと、阿久根市の負担額につきましてはこの均等割部分におきましては全体の中で3分の10%ということですので。変更前は6分の20%ということでありましたけれども、数値

的に全く同じになります。それから出水市においては3分の30%でありました。これが3分の10%ということになります。そして3分の20%の減ということになります。それから長島町においては3分の20%でありましたけれども、これが3分の10%となって、いわゆる10%の減となっております。そういうことから、これら出水市、長島町において均等割部分で減になった部分、これがそのほかの割合部分、いわゆる人口割、それから実績割の部分に回ることになります。そういうことから阿久根市においては均等割部分は変わらないけれども、人口割、実績割部分に負担がふえてくるということで、先ほどの増額につながったものであります。以上でございます。

山田勝議員

よく理解をしますけどね、阿久根は戸別の合併浄化槽、それから出水市、長島町は都市下水路及び農村集落排水等々です。し尿処理を持ちこむ量が少なくなっているという状況の中で、そんな話は聞いておったんですけどね、それはそれで納得せざるを得ないんですが、むしろ向こうの方からですね、これは不合理やって、阿久根市が、阿久根市にかせやっというような話を聞かんことはなかったんですよ。そういう中

で、こういう形になったのはいたし方がない話であります。

それから塵芥処理施設の移転について、市長の説明にですね、まあいいかなという気もしますけれどもね、今の状況の中でそれぐらいでないといけない、ただ言われるように決定したといえども、必ずしもそれが決定的か言ったらそうじゃないわけですね。餅井がいい例でありましてね。皆さん、せないかんのはわかっているけど、なかなか自分のところに降ってきますとね、やっぱり反対というのが、世の中って難しいもんですよ。しかしながら、なくてはならない施設としてのね、何とかの形で、やはり進めていかなきゃならないということで、了解いたします。

議長（濱之上大成議員）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第54号、北薩広域行政事務組合規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第55号、56号、57号、58号

上程（原案可決）

議長（濱之上大成議員）

日程第15、議案第55号から日程第18、議案第58号までの4件を会議規則第35条に規定により一括議題とします。

本件に対して市長の提案理由の説明を求めます。

西平市長

登壇

御説明申し上げます。議案書は16ページからになります。

議案第55号から議案第58号までの4件は、財産の無償貸付についてであります。

昭和7年4月1日付けでそれぞれの地区の代表者と80年間の無償貸付契約を締結した当時の阿久根町有林野貸借契約の期限が平成25年3月31日

をもって満了となることから、さらに30年間の期限で山下地区の4地区、丸内地区、大川地区の4区、尻無自治会に無償貸付を行うため地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。 降壇

議長（濱之上大成議員）

提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

竹原恵美議員

この利用目的は、教えてください。

西平市長

竹原議員の質問に対しましては財政課長の方から答えさせます。

花田財政課長

利用目的につきましては、提案書の中に記載してありますとおり、区の有効利用に資するためであります。以上であります。

竹原恵美議員

有効利用という、有効という認識、その内容を教えてください。

花田財政課長

これらの昭和7年から80年間にわたって無償貸付を行っていたその町有林野につきましては、これまでそれぞれの地区の方で、分収林とか、いろんな活用をしてきたところであ

ります。したがってそういう有効利用を今後も30年間にわたって継続する意味で有効利用と申し上げたところでございます。以上でございます。

竹原恵美議員

質問に明確にお答えいただけないと、内容が不透明であると認識できるんですけども、つまり実際どう利用されているか、無償貸付を行う、また切りかえ時期なわけですが、現時点でも、以前においてもどんな利用をされて有効利用に値しているかという管理はしていますか。

花田財政課長

これにつきましては、ずっと昔からの、もともとその集落がいわゆるそのカヤ切り場とか、もともと地番が付してなかった時代にはその地域の財産であったものを、結局個人の所有地でないということで、官有地になった経緯があることなどから、そういったずっと昔からのそういった考え方を踏まえて、地域がどういう形であれ、そういった地域で有効利用として使っていただくために昭和7年当時80年間という民法で定める期限がある分については、最長の80年間ということで地域に活用してもらおうという趣旨で貸し付けてあった土地であつたらうと、私は推測しているところであります。

したがいましてそういう考え方を継続して、今後も貸し付けていただくために30年間という期間で貸し付けたところであります。この30年間というのは、今現在、財産規則に基づきまして30年間という期限が一番長い期間でありますので、その期間を取ったところであります。以上でございます。

議長（濱之上大成議員）

ほかに。

山田勝議員

なかなかね、この市有林を集落に貸し付けるとするのはね、なじまないと思うんですね、現在の皆さん方の考え方の中では。何でかと言いますと、私はもう、皆さん方とすれば長老ですからわかるんですけど、昔は新炭林しんたんりんとってですね、集落で薪まきを取ったり炭を焼いたり、そしてまたみんなですね、カヤを立てて、カヤを切ってカヤぶきの家をつくったりする、そういうことで実はしておった。だからそういう意味ですすよね、長い間貸し付けておったわけですよね。だからそれを終戦前後まではね、有効に使ってましたよ、私もよく覚えていますよ。皆さん方行ってですね、各集落、今年はここはだれがする、ここはだれがする、それぞれやっておりましたよ。しかしながら今、それなら新たにですね、

貸し付けるとして、貸し付けるとしてですよ、市長としては集落と、あるいは人との話し合いの中ではですね、そういう明確な説明も何もなくて、今までどおりつないだというふうに私は受け取るわけですよ。そうしたら阿久根市としても管理もしなくてもいいし、でしょう、管理もしなくてもいいし、ほとんど雑木が生えてですね、ほとんど管理していない荒れ山なんですよ、荒れ山。例えば木が立っているところというのは少ないと思いますよ。だから、そういう中でどのように有効利用することができるかということもね、一緒に考えてね、やっぱりやらないかんという気がするんですよ。だからこんな質問をするんですよ。今、何をするのかと言ってもですね、何も計画はないと思います、各集落には。しかしながら、どういうふうになるかわかりませんよ、原発がこういう状況になったり、電力がこういう状況になったりね、また再び炭を焼かないかん日が、薪まきを取らんないかん日が来るかもしれない中ですね、もう一ぺん考え直すいい機会なんですけどね、現実に地元とはどのような話し合いがなされたのかということをお尋ねしたいと思えます。

花田財政課長

このそれぞれ山下地区、あるいは大川地区、尻無自治会、あるいは丸内ということで、話をしていく中ではそういった昔からの経緯がある関係で、当時は地域が個人にまた貸し付けていた事実がございます。そういうことで当時は個人がそういった植林したり、そういった事実がある関係で、今後、どうしていくかというふうになったときに、例えば財産のあり方とか、そういった部分で地域もしっかりとそういった以前、個人にある意味では貸し付けていた部分については、実際としてしっかりと把握できていないという実情がございました。そういう中で、例えば、契約を例えば解除した場合、その個人が植林したような財産の取り扱いについて、非常にこう難しくなるというそういった事情もありまして、それぞれの地域との話し合いの中では、確かに管理が今現在、そういった林野に行かれる方も少ない、あるいはいらっしやらない現実がある中で、そういう部分については当分の間は継続せざるを得ないというのが話し合いの中での実態でありました。以上でございます。

山田勝議員

難しいと思いますよ。でも私、言いますけどね、反対する意味で言ってるんじゃないですよ。こういうと

きでないと、こういうことを話す機会はないじゃないですか。ですから、それぞれのね、場所について、今課長が言われたとおりですね、ある集落においては、個人にまた別々に貸し付けていますから、個人が造林をしてそれなりの財産の形成をしているんですよというところもあります。そういう話し合いもありましたので、継続しざるを得ないんですよというところもある。これもわかりますよね。むしろそういうところがあることはですね、何らかの形で次の財産につながるから、私はいいことだと思いますよ。でも中にはもう荒れ放題というところもあると思いますよ。ですからね、そういうところはやっぱり有効に利用するように森林組合にでも頼んでですね、造林でも何でも、やっぱりするようなふうにせないかんのじゃないかということもあるんです。ただ簡単にですね、そげんこっもあっていいですよというのじゃなくてね、やっぱりこういうときにもう一遍振り返って、ちゃんと阿久根市も、そしてまた担当集落ともですね、検討して、具体的にここはこうこうこうこういう理由があります。ここはこういうのがあります。こういう実態がありますというのをちゃんと把握してね、契約せないかんと私は思いますが、



どの地区も今僕が言ったような形で  
ですね、ちゃんと把握していますか。

花田財政課長

実体的には、その集落の代表、集  
落といいますか、地域の代表の方々  
の話を伺う、伺ったときにおいては  
そういったしっかりとした管理がさ  
れていないと。それでそういった以  
前植林した、だれが植林していたの  
かというのも、実体としてはなかな  
か把握できていないという地域の実  
情があった関係で、そういうのを、  
そういった経緯があったことで更新  
せざるを得ないというのが実情であ  
りました。以上でございます。

山田勝議員

それならね、課長、わかりますよ。  
だから何遍も、今、私、反対する気  
持ちで言うんじゃないですよ。本来  
ならばね、こういうのはね、そうい  
うことでございますと、私どもは一  
緒に行って集落の皆さんとね、現地  
を確認をして来ましたと。なるほど  
こうですよと、あなたが言われる  
ように部落の代表から説明を聞いて、  
市長の署名、捺印したんですよじゃ  
なくて、本来ね、やっぱりね、こん  
なときに現場に行って確認をして、  
そして事務事業を進めるということ  
でないと、落第じゃないですか、い  
かがですか。ぜひそこはね、やるこ  
とで私は同意したいと思います。答

弁をお願いします。

西平市長

山田議員の御質問にお答えさせて  
いただきます。

先ほどから議論の中身を聞いてお  
りまして、私自身も大変勉強になる  
話だというふうにお伺いしているこ  
ろです。この仕事につきましてか  
ら、やはり現場を見るのは大事だと  
いうところは常々思っております。  
工事を発注する際にしましても、そ  
してまた議員の皆様方から御質問を  
受けるときにも、都市建設課長、あ  
るいは農政課長を伴って見に行く場  
合もあるんですけども、こういった  
案件につきましてもやはり一度足  
を運んで、しっかりと現場の方々と  
お話をするというのも大事だと思  
いますので、今後、積極的にやってい  
きたいと思っております。以上です。

[山田議員「市長、この件につ  
いては、現場をちゃんと確認するとい  
うふうに求めていいんですか」と呼  
ぶ]

はい、させてください。

議長（濱之上大成議員）

ほかに質疑ありませんか。

岩崎健二議員

この地目の中ですと、保安林と  
いうのがありますよね。保安林とか、  
境内地、それから公園というのが地  
目の中に入っていますが、特に保安

林については非常に大事なものであって、しっかりと管理していく必要がある。勝手に伐開もできないということになっておりますね。そこでこの保安林も、今回含めて集落に貸し付けることが妥当なのかと考えますが、また境内地、それから公園、これについて、こういう地目、山林、畑、原野というのは、地元の人がしっかりと管理できると思いますが、保安林、公園、境内地について、ここで再度貸し付ける必要があるのか、市が管理しなくてもいいのかというのがありますが、その点についてはいかがですかね。

花田財政課長

保安林につきましては、例えば人家の裏とか、そういった部分で保安林指定せざるを得なかったという事情がございます。それと公園につきましては、年月日は不詳なんですけれども、今はもう山林になっているんですけれども、現場を見に行ったときに公園の碑が立ってありました。そういうことで地目は公園になっているところもございます。そういう事情で、あるいは境内地についてもそういった、その地域が例えば、何ですかね、例えば氏神様とか、そういった部分があつての、境内地については、現場を見に行っておりませんけれども、そういったことだった

だろうというふうに思うところです。したがって、地域の中と協議をする中では、以前の趣旨に基づいて継続、まあ言えば契約を継続させていただきたいということでしたので、自分たち市としても、そういう以前からの、昔からの経緯に基けば、元々地域の財産であることから、そういった無償貸付が妥当だろうということで継続したところであります。以上でございます。

岩崎健二議員

今課長がおっしゃる昔の入会権とかいうのがあってですね、それについては非常によくわかるんですが、ただこの、特に保安林については、入会権があっても簡単には木も切れない、切つてはいけないということがありますので、地域に何かメリットがあるのかなという気がしております。ただ単にそこに雑木が生えておつて、管理をしないといけない、地域の皆さんにそういう負担がかえって強いられることになりやせんかなと思っております。保安林につきましては、しっかりと行政が管理していくべきものであろうと思っております。そういうことで今回、保安林も含めて再度契約するのが妥当のかなというふうな考えで質問をしているわけですが、昔からそこは集落のものだったんですよ。ただ集落と

して登記ができないので、市として貸し付けるといふことでやるんですよといふことだろうと思いますが、特に保安林については、今後の管理についてしっかりとそここのところの意味合いを集落に説明しておく必要があると思いますので、こういう質問をさせていただいているところです。そういうことで、ぜひそこらの保安林に指定されていることの重要性というのについて、地域がしっかりとそれを把握しているのか、わかっていらっしゃるのか、そこをわかっていただいた上でやってもらわなきゃいけないと考えておりますので、こういうお願いをしているわけです。

それから、この集落地内において今の貸付地内において、今後、治山事業とか、さまざまなそういう公共事業が発生するときの、したときの補償とか賠償とかというものについての何か特約がありますか。

花田財政課長

無償貸付をしている市有地につきまして、何かの公共事業が導入されて、市が行政財産としてその土地を使用するような場合につきましては、これまでも鋭意、そういった土地については地域と話し合いをして解除しているところでございます。例えば近いところで申し上げますと、多田の方で中山間総合整備事業等で行

政財産として平成19年ですかね、そういふことで解除しているところもありますし、そこは地域との話し合いによって地域に御迷惑をおかけしないような形で、そこについては契約解除なりの方策を取っていきたいと考えております。以上でございます。

岩崎健二議員

そういうことで、最終的には地域との協議ということになるんだと思いますよ、どのようなことをしておっても。ただ、今回の無償契約をするにあたって、そういう特約条項をそういう行政がしなければいけない公共事業等が発生した場合はこうこうするんだというような特約条項を入れておく必要はないですかと聞いているんです。だからそこで、そこに植林していらっしゃる、いらっしゃったりすると、個人の財産の侵害にあたるので、その分についての補償等はしっかりとしないといけないと思います。そういう特約条項を入れておかないと、今の契約をされた方が、生涯ずっと30年後に御存命かというのはわかりませんので、何も入れてないとなると30年間の有効というふうになってきますね。だから、そこでそういう場合はこうするんだよといふことを、特約条項なりをしっかりと入れておく必要があろうと、

こう思いますがいかがですか。

花田財政課長

契約書の中におきましては、そういった特約条項は入れてございます。以上でございます。

議長（濱之上大成議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第55号から議案第58号までの4件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第55号から議案第58号までの4件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより本4件に対する討論に入ります。

竹原恵美議員

登壇

先の4件に対して、すべてに対しての反対の立場で討論いたします。

昔からの経緯も聞きました。内容を聞くと地域の、地域の所有であって個人のものではない。そして現在は地域がそれを責任を持って管理するような状況にない。そこに植林したのも、それを財産として主張す

る方も確定できないという状態で、という状態で先30年、貸し付けをそのまま、ただ継続、単に継続する、管理の責任も負っていただけない中で、市が無責任にそのままの土地をその地区に貸し付けることにも反対です。それよりも必要なものを、地区が必要とされるところを押さえて、それ以外を市全体に対して無償で貸し付けを全体に行うのであれば、ほかに広げて利用者を広げるという利用の仕方もあるのではないのでしょうか。30年間、先30年間変更なくすることには、契約をすることには反対です。

降壇

議長（濱之上大成議員）

これより議案第55号、財産の無償貸付についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第56号、財産の無償貸付についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第57号、財産の無償貸付についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第58号、財産の無償貸付についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第59号上程（総務文教委員会付託）

議長（濱之上大成議員）

日程第19、議案第59号を議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

西平市長

登壇

議案第59号は、一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

55歳を超える職員等の昇給制度を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（濱之上大成議員）

提案理由の説明は終わりました。

これより補足説明を願います。

上野総務課長

議案第59号、一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明いたします。

今回の条例改正の主なものは、55歳を超える職員の昇給の見直しであります。

それでは主な改正事項について御説明申し上げます。

第4条第5項及び第6項の改正は、現在、勤務成績が良好な場合に行うこととされております55歳を超える職員の昇給について、勤務成績が特に良好である場合に限って行うこととし、この場合の昇給の号級数は規則で定めることとするものです。附則はこの条例の施行の日を平成25年1月1日とするものであります。

以上が主な内容であります。その他必要な事項を定めております。

以上で補足説明を終わりますが、どうぞよろしく願いをいたします。

議長（濱之上大成議員）

補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議長とさせていただきます。

竹原恵美議員

これ、提案理由には明記されていないんですけれども、今回の提案は

市単独で提案をしているというふう  
に、市単独の方針としてしている、  
または人事院勧告に沿ってしている、  
明記はされていないんですが、どち  
らと認識されていますか。

上野総務課長

単独でというようなことでのお尋  
ねでございましたけれども、この改  
正につきましてはですね、御承知の  
とおり人事院が勧告をいたしました  
勧告に基づきまして、従来、私ども  
の給与等々につきましては、人事院  
勧告を準則をして改定等を行って  
おまして、この制度につきましても  
人事院勧告に基づく改定ということ  
で捉えていただいて結構かと思いま  
す。以上でございます。

竹原恵美議員

特に良好な成績で勤務した職員と  
いう枠は、人事院も外してもいい  
んですけれども、この実行の可能性、  
これは事実上、過去にもおいてこ  
ういう特に昇給をした、等級を上げ  
たという事実、これからの予定はあ  
るのでしょうか。

上野総務課長

これからの部分につきましては  
ですね、何ともお答えがしづらいと  
ころでございますけれども、御承知  
のとおりこれまでも昇給に関しまし  
てはですね、特に55歳以上並びに課  
長等の6級職にある職員についての昇

給につきましては、一般職とは異な  
ってですね、一定の制約が持たれて  
おりました。今回の改正につきましては、  
55歳を超える昇給について、い  
わゆる勤務成績に基づくですね、そ  
の成績に基づく昇給の昇給数、号級  
数を抑制をすると、そういう制度の  
改正でございますので、現在もです  
ね、場合によっては、例えば勤務成  
績で特に良好、良好でないというこ  
とではなく、例えば病気休暇等々  
によるですね、そうした形での成績に  
反映がされない部分での昇給の号級  
縮減というようなことについては、  
過去にも反映をされているのが事実  
でございます。また、将来にわた  
つてのことにつきましては現時点では  
お答えができません。以上ございま  
す。

竹原恵美議員

さっき言われた内容で、良好でな  
いという判断が特にされない以外は、  
すべてが良好であるといった場合は、  
今回の変更はあまり意味がないんで  
すが、お尋ねしたのは実行の履歴が  
どうであったか。例えばほぼ、ほぼ  
半数、またはほぼすべての人が特に  
良好という判断をされてきた事実が  
あるのかというのが一つ。

もう一つ、その特に良好としての  
判断基準、だれがどのように判断を  
して実行されるのでしょうか。

上野総務課長

特に、これまで過去におきまして特に良好な成績で昇給をした対象者がいるかということのお尋ねでございます。現在の勤務成績、勤務評価につきましては、絶対評価ということで評価をいたしておりますけれども、過去、相対評価、例えばやや良好でない職員を5%、特に良好な職員を5%、選定をなささいというような評価の方法を取った時期が一定期間ございました。このときに特に良好な職員を先ほど申しましたとおり5%枠で設けましたので、このときに初めて特に良好な成績の昇給をしたことが過去にございます。以上でございます。

議長（濱之上大成議員）

ほかに質疑はありませんか。

中面幸人議員

今回、人事院勧告に準じてということでございますけれども、今国もですね、今定年60から65歳に向けての考え方も出ておる中でですね、例えば55歳、例えば私が考えるのはですね、これでもう何の昇給もない、一生懸命頑張っている人に対してですね、例えば一番大事な、今まで経験を積んでこられた一番大事な年齢ですよね、課長とか、課長補佐とか、年齢なんですけれども、そういう方に対してですね、一生懸命頑張っ

ている人に、もう昇給もないって、やはり人間ですから、やっぱりやる気がなくなったりとかですね、それも多分人間だからあると思うんですよ。そうなったときに、仮に55で、例えばもう昇給もない、その方については、そういう課長職なんかも、もう降りてもらおうとか、そういうのもやっぱり考えなくちゃならないと思うんですがね、それについてはどうでしょうか。意味はわからんかな。

上野総務課長

今回のですね、条例改正の主な内容につきましては、少し補足説明も足りなかったのかなと思いますので、改めて御説明をさせていただきますけれども、職員の昇給は1年間の勤務成績に基づきまして1月1日に行うことというふうになっております。実際、今55歳を超える職員につきましては、勤務成績が良好な場合には2号級、特に良好な場合は3号級、極めて良好な場合には4号級という形で昇給がするというふうになっておりますけれども、今回の改正はこれを成績が良好な場合は昇給はせずに、特に良好な場合に3号級であったものをば1号級に、極めて良好な場合には4号級であったのを2号級にそれぞれ抑制をするという制度のものでございます。これにつきましては、先ほど私、管理職と課長等というふ

うに言いましたけれども、実際課長等については55歳未満の課長等につきましては、良好な場合現在3号級の昇給になっています。ただし、現在55歳を超える課長等については2号級です。今回の改正については55歳を超える職員については、課長等ももう55歳を超えたらこちらの対象になるんですけれども、昇給を抑制をすると、昇給しないというような、そういう制度改正でございます。なお、この改正の内容につきましては先ほどから申しておりますとおり人事院勧告に基づくものであるということをお聞きいただきたいと思います。以上でございます。

中面幸人議員

私も今ちょっと誤解しておっすね、55歳になったら、もう昇給は打ち止めかなというふうに思っておったんですが、その号級がよりちょっと下がるというふうな理解でよろしいかと思うんですけど、やはりですね、今は国が定めている人事院勧告に基づいて給料等についてもなってきたわけですけども、やはり今後はですね、やはりやっぱり自治体でですね、やっぱりこういうのはやっぱり今後はやっぱり、特に地方分権になったりして、それぞれのやっぱり職員に頑張ってもらわなければならぬわけですから、やはり人事

院は人事院なりして、また独自のやっぱり自治体で決めていくのも今後は大事かなと思っておりますので、今後そういう検討もよろしくお願いたしたいと思っております。

議長（濱之上大成議員）

ほかに質疑はありませんか。

上野総務課長

ここで大変申しわけございませんけれども、先ほどの3番竹原議員の御質問に、特に良好な職員の該当が過去にあったかということについての御質問で、私、5%枠の説明をさせていただき、ありましたということで回答いたしましたけれども、大変申しわけございません。確かに相対評価で5%枠の上下の選定はいたしましたけれども、昇給者については特に良好な者としての昇給者については対象がございませんでしたので、改めて訂正をさせていただきたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

山田勝議員

私はね、今、課長の説明を聞いてよくわかりましたよ。また、上ぐつとかと思ってた、最初はね。また上ぐつとかで、まこてこんな不景気に上げてねと思っておったんですけどね、ところが説明を聞く中でね、残念、極めて、極めて残念なのは、極めて勤務成績がいい者がいない。い



ないということにね、私はね、残念ですよ。極めていいのがあってですよ、極めていいのがおらんというのがおかしいですよ。一生懸命気張ってもですね、だめだ。極めていい、ものすごくいい、何を基準に言うんですか。私、全体としてはね、極めてよくないと思っていますよ。何でって、人口が減っていくから。どしこしても人口が減り、ちゃんとやっていけばね、人口が減ることもないし、産業が疲弊することもないんですよ。だから、何を基準に極めていい、極めて勤務成績がいい、悪いというのは、何を基準に決めるんですか。

上野総務課長

山田議員にお答えをいたします。

昇給のですね、基準につきましては先ほど私1年間のという勤務成績というふうにお答えをいたしましたけれども、御承知のとおり勤務成績には中間評価と年間評価という評価がございまして、6月期の期末勤勉手当に反映をする中間評価、この半年間と、12月の期末勤勉手当支給に判定に用いるこの半年間の勤務評価、この二つの勤務評価を平均をして点数化をします。いわゆる良好、標準とされているのは60点以上、特に良好とされているのは80点以上、極めて良好とされているのは90点以上というような形で点数化をいたしまし

て、AからEまで5段階の評価という形で昇給に反映をさせていくというような判定基準等をさせていただいているところでございます。以上でございます。

山田勝議員

市長に答弁してほしかったな。市長は知らないで総務課長がしゃべったのかという印象を受けましたよ、今のは。それはそれでいいですよ。例えばですね、市長、特に良好、極めて良好、良好でない者、ほのなかった者といいますよね。例えば乗り合いタクシーの問題、1年間放置しておった課長もいるんだから。なんぎやっていっちゃった課長も。現実の問題としてことはよくやってくれましたよ、10月1日からね、スタートしたからすごいと思いますよ。だから、そういう中でね、勤務成績8時半からですね、5時半まで、ただたらたらと勤務して、何もそつなくやっておればよかった、それを勤務成績良好というのか。ものすごく、ちゃんと仕事をしてですね、実績を上げて、本当に市民のためになったというのをいうのか。私はいつも言っているように、国の制度というのはね、たくさんありますよ。たくさん、いろんなのがあって、長島町は遊んでいる人がいない。遊んでいる人は草むしりに行けばですね、道路の草むし

りに行けば、1日5,000円とか6,000円とかくれるから、もう本当助かっていますと言いますが、阿久根市はそんなのがありますか。そういう風を聞きますか。遊んでいる人は多くても、そんな人はいない。勉強をしてね、一生懸命勉強をして、研修もして、そういう国の制度を利用してする人についてはね、やっぱり勤務成績、極めていいから給料を上げていいですよ。おしなべていいのも悪いのも、結果としてやらなかったというから、一生懸命頑張らない。私はね、一生懸命やって、実績を上げて、結果として市民のためによかったなど、市民が喜んだなどというのはね、やっぱりちゃんと、市長、してやるべきですよ。それと勤務成績が良好である、良好でない、よくないというのはだれが見て、だれが決めるんですか。議員にもその権限を与えてほしい。いや、本当ですよ。あるいは市民の代表に与えてほしい。そうしなければ、内輪だけですね、なかなか進まないと思いますよ。出せば、成績がよかでて出せば、一方の人が恨みに思うから、なるべくなら、みんなひとしこなら、みんな同じならね、恨まれないからいいよねって、結果的にそれがこんな疲弊した阿久根市をつくってしまうんですよ。だから、だれが良かっ

た悪かったというのを決めるのか。それとね、ちゃんと実績を上げた人にはね、やっぱり金をやらないかと私は思いますよ。いかがですか市長。

西平市長

勤務評価の話でございますが、課長につきましては副市長並びに総務課長が評価する場合もございますし、副市長だけの評価である場合もあります。それはもう課長によるんですけども。それとまた一般の課員、あるいは中間の管理職につきましては所属の課長並びに係長の方が判断をしていくというような中身になっております。ここにつきましては特に良好であるというようなのが90点以上と、すみません、80点以上ですね、極めて良好が90点以上というような運用の仕方を取っているんですけども、実際この運用の仕方というのが果たしてどうなのかなというのは、見ていて、やはり感じるところです。この評価の中身につきましては、倫理感であったりとか、その職員の成果であったりとか、あるいは勤務態度ですね、こういったものを所属の課長並びに係長が判断するというのが原則でありますので、それについてももちろん私的なもので見ているとは私も思っておりません。しっかりとした判断のもと、評価が出てきて

いるものと考えております。ただ、これで果たして本当に職員のモチベーションが上がるのかということに関しましては、私も山田議員と同じような意味は持つところであります。ですので、これについてしっかりとしたですね、そういう評価ができるような運用というものは、今後考えていかねばならないことだと思っています。ただ、ここにいわゆる一般市民の方々、あるいは議員の皆さん方に評価をいただくというところに関しては、今後議論していく必要は十分あるんじゃないかと思っていますところであります。

山田勝議員

まあね、何でもこういうことを言うかというね、市民の中からですよ、職員から冷たくされた、あるいはどうされたという意見があるんですよ。どこに行ったら、どこの課長は、どこの職員は一生懸命頑張ろうと思ったけど、途中で挫折した。それはこの組織がそうさせるんですよ。何遍も見てきました。ところが不思議なものでね、市長、市民が見て、市民が見た目線、市民目線で見た人の意見もね、取り上げますよ。何らかの形で取り上げますよ、議員のものも取り上げますよという、一つのシステムをつくったらね、みんな、見る目がですね、市民を見たり、議員を

見たり、市民を見たりして仕事を一生懸命しますよ。そういう意味でね、勤務評定を違った見方で見るようにした方がいいですよと、市長が今後検討せんないかんというんですから、今後検討することを期待してね、これ以上言っても終わりですけどね、現実にはそういうことだと思いますよ。これ以上疲弊させたら、もう目に見えていますからね、2万人を切る阿久根市の人口は。それを上げないかん。そういう意味で私はね、こんな厳しいことを言うんですよ。以上です。

議長（濱之上大成議員）

午前中の審議を中止し、休憩いたします。

午後はおおむね午後1時から再開いたします。

休 憩 午前 11時59分

再 開 午後 1時00分

議長（濱之上大成議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則の規定により所管の総務文教委員会に付託します。

議案第60号上程（総務文教委員

会付託)

議長 (濱之上大成議員)

日程第20、議案第60号を議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

西平市長 登壇  
御説明申し上げます。

議案書の43ページをごらんください。

議案第60号は、阿久根市民交流施設整備基金条例の制定についてであります。

市民交流センター建設についてその財源を確保し市民に明らかにしながら、また市民が納得できるような形で建設に着手するため条例を制定するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 (濱之上大成議員)

提案理由の説明は終わりました。

これより補足説明を願います。

花田財政課長

議案第60号、阿久根市民交流施設整備基金条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

制定の理由等につきましては、市民交流センター建設について財源のめどをしっかりと立てて市民が納得する形で建設に着手するため、これまでの市有施設整備基金と区別して

新たに基金を設置するためにこの条例を制定しようとするものであります。

制定の主な事項についてであります。第2条は積み立てについての規定であり、予算に計上して積み立てることを述べたものであります。第3条は管理について規定したものであり、金融機関その他で確実かつ有利な方法により行う旨を述べたものであります。第4条は運用益金の処理について規定したものであり、基金から生じる利子については予算計上をして基金編入をする旨を述べたものであります。第5条は繰りかえ運用について規定したものであり、歳計現金に繰りかえて運用できるようにするものであります。第6条は基金の処分について規定したものであり、第1条に定めた事業や金融機関における保険事故が生じた場合における処分が可能である旨を述べたものであります。第7条は委任についての規定であります。附則は条例の施行日について規定したものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長 (濱之上大成議員)

補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

竹原恵美議員

市長も補足説明の方も言われる納得できる形で着手できるよという言葉が両方入るんですけども、もともとのこの基金の流れ、基金に対して何が入金されて、どういう点においてこの納得できる着手ができるということのカバーするのか、すみません、この成り立ちというか、その言葉に値する内容、流れも教えてください。

西平市長

竹原議員の質問にお答えさせていただきます。

納得できるよということですが、再三議会の中でも財源の確保というものを御指摘いただいているところでございます。そこで財源をしっかり確保した上で建設にあたっていきたいという旨での納得できるという形であります。以上です。

花田財政課長

市長の答弁に補足して御説明申し上げます。

市民が納得する形だと申し上げましたのは、市長が先ほど説明申し上げましたとおり議会の方でも額が多額の費用も要するというようなことで、議会でも議論になっていることから、財源のめどをしっかりと立て、この例えばこれだけお金があれ

ばとか、あるいは補助金、あるいは基金、そういった地方債の状況とか、そういった形で財源の手立てがしっかりできればということで納得できるような形での意味であります。以上でございます。

議長（濱之上大成議員）

ほかに。

山田勝議員

市民会館を改築するのに必要は基金を設置すると、こういうことですね、ついででございますので、議案第63号も見ながらお尋ねをいたしますが、今回、市民交流施設整備基金条例を制定されてすね、阿久根市市有施設基金の平成23年度のね、残高が11億1,414万、11億1,414万ですすね、ある中ですね、今回、2,693万5,000円基金の積み立てを計画されていますのは、計上されているのを、この2億6,935万円のね、根拠は何をもってこういう数字になったんですか。

西平市長

補正予算の方において2億6,722万3,000円の積立金のこの中身ということでの御質問とお受けいたします。

具体的にお話させていただきますと、文化協会等の方から市民会館建設のための寄附金の方をいただいております。こちらの方が593万5,000円であります。それと鹿児島県市

町村振興協会からの宝くじ資金の交付金、こちらの方が6,077万8,000円、それと平成23年度における市有施設整備基金への積立金2億円などの移しかえということを予定しているところ。以上です。

山田勝議員

私はね、市有施設整備基金の中の市民会館建設の目的寄附をされた方々のね、のを今回積み立てられたのかなということでしたら、そうでもないのですね、そうでもない。そういうことで2億6,935万円、どういう理由で2億されたのかなという気が、実はしております。しかしながら、今回の分についてはですね、市民会館を建設する分に、改築する分についての目的の基金ですからね、具体的にどれくらい基金の積み立てをしようと思っていらっしゃるのか。基金の積み立てがですね、目的の金額に到達しないと、市民会館改築にね、スタートしないのか。幾ら、いつごろをめどにされようとしているのかお尋ねいたします。

[山田議員「わかっている人が答弁していいよ」と呼ぶ]

西平市長

基金の今後のことということでありますけれども、ある程度のシミュレーションというものは財政課を通じてやっているところですけども、

具体的には今後の補助金の状況、こういったものを見ながらやっついていかないといけないということですので、具体的な数字についての答弁を差し控えさせていただきます。ただ、市民の皆様方にしっかりと財源を示した上でこの事業は進めていくということをお前提にしておるので、そういったことで御理解いただきたいと思いません。

山田勝議員

今の段階ではまだはっきり説明できないということですか。

それはそれでいいですよ。ただ、今回こういう基金を積み立ててですね、こういうことが想定されますよという想定シミュレーションぐらいはですね、それがシミュレーションですからね、確実なものになるかどうかというのを、ならんやっただらって責任をとれなんていいませんよ。具体的に、具体的にどのような方向で進めようとしていらっしゃるんですかという話をするわけですから、市長じゃなくて、想定される分についてですね、財政課長でも説明できれば説明していいですよ。

花田財政課長

それでは財源のめどということの御質疑だったと思いますけれども、具体的にはですね、繰越金等の財源剰余金につきまして2分の1はルール

で財調に積む必要がありますので、例えば年度末におきましてそのルール分以外の剰余金等については市民交流施設整備基金に積んで、そして今検討委員会も行われていることでもありますし、そういった形で補助金のめど、あるいは地方債のめど、それとそれぞれのときにおける基金の残高、そういった部分を見て、これなら大丈夫だという時期になったときに建設に着手すると、こういうことを考えているところであります。以上であります。

議長（濱之上大成議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則の規定により所管の総務文教委員会に付託します。

議案第61号上程（産業厚生委員会付託）

議長（濱之上大成議員）

日程第21、議案第61号を議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

西平市長

登壇

議案第61号は、阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。 降壇

議長（濱之上大成議員）

提案理由の説明は終わりました。

これより補足説明を願います。

堂之下生きがい対策課長

議案第61号、阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

児童扶養手当法施行令の改正により児童扶養手当の支給要件に父または母が配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による保護命令を受けた児童が追加されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは主な改正内容について御説明いたします。

第2条は助成対象となる看護される児童の範囲に父または母が配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による保護命令を受けた児童を追加するものであります。第3条は第2条の改正に伴う号ずれの改正、第4条は字句の改正であり、第5条は受給資格者の定義を明確にするため字句の改正を

行うものであります。最後に附則は条例の施行日を公布の日からとするものであります。

以上で補足説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（濱之上大成議員）

補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則の規定により所管の産業厚生委員会に付託します。

議案第62号上程（原案可決）

議長（濱之上大成議員）

日程第22、議案第62号を議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

西平市長 登壇

御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

議案第62号は、平成24年度阿久根市一般会計補正予算（第6号）であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億209万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億6,229万6,000円にしようとするものであります。

第2条は、地方債の補正であり、

4ページの第2表に示すとおりにぎわい交流ステーション事業を追加するものであります。

資料3ページに戻りますが、歳入歳出予算の補正額については第1表に示すとおり、歳出においては第2款総務費1億209万8,000円を増額し、2ページの歳入においては第9款地方交付税849万8,000円、第14款県支出金7,000万円、第20款市債2,360万円をそれぞれ増額するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。 降壇

議長（濱之上大成議員）

提案理由の説明は終わりました。

これより補足説明を願います。

花田財政課長

議案第62号、平成24年度阿久根市一般会計補正予算（第6号）について補足して御説明申し上げます。

補正予算書の8ページをお開きください。

歳出について、その主なものを申し上げます。

第2款総務費1項8目企画費1億209万8,000円の補正は、にぎわい交流ステーション事業を実施して阿久根駅を再整備するものであります。13節委託料の補正額854万7,000円は、既存の駅舎の解体及び新たな駅舎の改築に係る実施設計業務委託料であ



ります。15節工事請負費の補正額9,297万7,000円は、既存の駅舎の解体、新たな駅舎の改築、駅前駐車場整備などの工事請負費であります。そのほか鉄道関係、経済産業省などとの協議に伴う旅費やその他の事務費を計上したものであります。

7ページに戻りますが、次に歳入について御説明申し上げます。

第9款地方交付税1項1目地方交付税849万8,000円の補正は、今回の補正に伴う一般財源所要額を計上するものであり、普通交付税の留保財源を充てるものであります。なお、本年度の普通交付税の額は36億6,515万4,000円であり、補正第6号計上後の普通交付税の留保額は885万6,000円であります。

第14款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金の補正額7,000万円は、鹿児島県地域振興推進事業費であります。

第20款市債1項1目総務債の補正額2,360万円は、にぎわい交流ステーション事業債として借り入れるものであります。また、補正第6号後の平成24年度末現在の地方債残高は100億6,735万4,000円となる予定でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（濱之上大成議員）

補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田勝議員

今回の補正予算がですね、市長、これは即決をしてくださいという話ですよね、即決をしてください。しかしながら、即決をするということについてですね、例えば阿久根駅を取り払う、市長の説明の中でですね、今回阿久根駅を完全に取り払う。そして駅前にある現在の駐車場を再度よくするというふうに今は受け取っているんですよね。でも、こういうですね、予算審議、1億近い予算審議をするときにですね、駅舎を具体的に、設計はできていなくてもね、せめて平面図なりと、この付近はこうするんですよ、この付近はこうするんですよというぐらいのね、資料は私は提出されてもいいのじゃないかなと思うんですよ。もしこれが委員会に付託になりますと、現地を調査をして、現地に行って、現地で説明する、受ける、これ常識ですよ。そういう中で、即、これを、はい提案をしました、即決をくださいというのは、あまりにもね、ぼっけかと私は思いますよ。そういうことでね、もっとこう時間を、もうちょっと例えば臨時議会でもできなかったのか、あるいはきょうでもですね、

そういうガイドラインの資料を提出できなかったのか、これがね、不思議でたまらないんですよ。反対する気はないですよ。しかしながら、そこまでちゃんと踏み込まなければ、議会としての立場はないじゃないですか。市長の見解をお尋ねします。

西平市長

9月26日の事業採択を受けまして、議会の皆様方にも御説明申し上げましたが、なぜこういう時期になったのかということから、まず御説明させていただきたいと思っております。

議員の皆様には去る9月26日に県の地域振興推進事業特別枠として採択をいただいたということで御説明を申し上げたところでございます。ただ、これにつきまして事業の中身が駅舎の改修ということで、肥薩おれんじ鉄道、あるいは九州運輸局、こちらの方との協議があるということで、その後協議を行ってきたところでございます。また、土地及び駅舎については肥薩おれんじ鉄道の財産ということもありまして、取締役、取締役会の承認も受けねばならないという状況でありました。我々といったしましてもなるべく早い段階でこれについて議会の皆様方に御説明して、臨時議会でも開いてということを考えておったんですが、どうしてもその日程の方がつかずに、臨時

取締役会において肥薩おれんじ鉄道の方が11月15日に財産処分案件の承認決議を行っていただいたということでございます。ですので、それから議会を開かれるまでなかなか間がないと、そしてまた、その場ですぐをお願いしてするということが果たして臨時議会を開くということがどうかということも勘案したところ、今回はこの12月の定例議会の方に提案させていただきたいということでありました。ただ、この即決をお願いすることにつきましては、今回、事業の進捗をなるべく早く進めねばならないということもございます。肥薩おれんじ鉄道の方もおれんじ食堂ということで運行を考えているということもございますので、それにできるだけ早い段階で間に合わせたいということもありまして、一日でも早い即決をお願いしたところでございます。そしてまた、資料の提供につきましては、もちろんこちらもう少し考慮する必要があったと思いますけれども、決して意図的に資料を提供しなかったとか、そういうことではございません。配慮不足であったことは心よりおわび申し上げます。申しわけありませんでした。

山田勝議員

即決をね、しないというんじゃないんですよ。即決はしてよろしいで

すから、ぜひガイドライン、それなりのね、資料を私に提出してください。議長、要望します。

[発言する者あり]

議長（濱之上大成議員）

この際、ちょっと休憩します。

休 憩 午後 1時25分

再 開 午後 1時50分

議長（濱之上大成議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

西平市長

山田議員の御質問にお答えさせていただきます。

今お手元の方に3部の、すいません、3枚からなっている資料の方をお渡しさせていただいていると思います。まず、資料の確認ですが、A4用紙の方が肥薩おれんじ鉄道にぎわい交流ステーションの事業についての概要を裏表でお示ししてあります。そして2枚目、3枚目につきましては駅舎の、駅舎の方の図と、それとその周りの方のですね、図の方を添付させていただいております。にぎわい交流ステーション事業につきましては、そちらのお手元の資料にありますとおり事業の目的といたしまして三つのことを重点的な課題と考えてやっているところであります。まずは駅を核とした本市活性化の推進ということ、そして肥薩おれ

んじ鉄道への支援の一環であるということ、そして相互連携による効果的な活性化対策ということ。

議長（濱之上大成議員）

市長、心持ちゆっくり説明ください。

西平市長

はい。目的としております。なお、施設の基本的な機能といたしまして、現在考えているところは、交流施設、情報提供としまして駅利用者を初め、住民が気軽に集える場所として、また北薩エリアの観光情報提供や観光ルートの案内等が行える機能を整備するということが目的であります。そしてまた2番目の機能といたしまして、物販飲食というものがござります。こちらの方は市の特産品のアンテナショップとしての物販機能やおいしい飲食が簡単に利用できるような飲食機能を備えたもの、こちらの方を整備することを検討しております。そしてまた3番目に観光列車への対応ということで、肥薩おれんじ鉄道が運行する予定になっております観光列車、おれんじ列車という形でありますけれども、こちらの利用客をターゲットとしたイベント、あるいは情報発信に対応できる機能を整備するということであります。

事業費の総額は先ほど御説明申し上げましたとおり1億209万8,000円

ということであります。歳入の内訳はお示ししてあるとおりでございます。

裏面をごらんいただきまして、その歳出の中身についてであります。委託料、こちらの方が設計業務等、デザイン料も込みで854万7,000円と、そしてまた工事の請負費につきましては旧駅舎の解体工事、そして駅舎の改築工事、これ、建築も入りますけれども、それと駅舎の改築、電気機械工事、仮設駅舎の工事、駐車場等の整備工事ということで9,297万7,000円を計上しております。

今後のスケジュールにつきまして、予算措置、基本設計、実施設計、改築工事ということになっておりますけれども、市民の方々から広く意見を募ろうと、今計画をしております。具体的には今月配付する市報の方で市民の皆様方にもアイデアを出していただきたいということで御案内をするようにしております。ですので、工事の中身につきましてはそのアイデアをいただいて、その上で初めてデザインが描けるというふうに考えております。

なお2枚目の地図にごらんいただきますように、今回対象といたしますのは赤で着色されている部分であります。青線の部分、いわゆる駅舎の部分であったりとか、そのほかの

店舗の入り口、こちらの方は基本的には扱わないと。ただ、統一性を持たせるために外壁と屋根のみについては工事を行う予定にしております。そしてまた3枚目の方の資料の方になりますけれども、市の駐車場がございまして、こちらの方も駅との関連性を持たせるということで駐車場の整備を含めて現在検討しているところであります。

以上で大まかでありまして、説明をさせていただきました。

山田勝議員

これがね、早く出ておれば、こんなに議事を止める必要もなかったし、これはもう、はよから、市長、申入れをしておったんですけどね、市長のところには届かない、どこか、やっぱり市長、断絶されているところがありますからね、パイプが切れているところが、可能性ありますから、よく気を付けた方がいいですよ。はよから言ったことですから、これは。

それはそういうことですね、一応、よく、これ以上についてはですね、もう出てこない、これは当たり前であります。ただ一つ気になることがあるんですがね、今回、きょう即決してほしい、そういうことをしますとね、工事そのものというのはね、5,000万以上、1億ぐらいかか

る事業じゃないですか。これが今から市民の声を聞いて、市民の意見を聞いて、そしてつくっていくという、時間的にね、平成24年度の事業執行が、時間的に間に合うんですか。

西平市長

山田議員の質問にお答えさせていただきます。

基本的には年度内事業でありますけれども、来年年明けて3月までの4カ月というものを考えております。しかし、設計、建築工事、この工期を勘案した場合、現実的にはやはり非常に厳しい状況でありますので、今後、事業の推移を見ながら必要な手続きを行って延長していく形で考えていきたいと思っております。もちろんこの期間でできるとは、私もちょっと無理だと思っておりますので。ただ、いつも議会の皆様方から御指摘いただきますように、市民の皆さんからの意見というものは、1カ月ぐらいはやはり設けて、しっかりと意見をいただきたいと思っておりますので、それについては対応をさせていただきながら、また議会の方にも相談させていただきたいと思っております。以上です。

議長（濱之上大成議員）

ほかに質疑はありませんか。

出口徹裕議員

すみません、中身については大体

わかったんですけども、ちょっと私、わからないところがあるので教えてください。

この建物自体をつくりかえた場合、肥薩おれんじ鉄道のものということですので、今後も市の方、県の方と市の方とでするんですけども、そういった場合に肥薩おれんじ鉄道の所有するものとなるのかですね。そしてその、今後、交流の形でつくりかえ、一回つくりますけれども、またいろいろ時代背景が変わるにしたがってですね、手を入れていくところが出てくる可能性があるとは思っています。そうした場合に、また一回、市の方で出し、市と県の方で出したものを単純につくりかえができないという制約がないのか。

それからですね、この工事というのは実際、阿久根市にもいろいろな業者が、県内、ありますけれども、設計、それから工事というのは市の方がしっかりと面倒を見てやっていくものなのか、そこらをちょっと教えてください。

西平市長

財産の所有者ということだろうというふうに、質問の内容を受け取りさせていただきます。

駅舎及び土地につきましては、先ほども御説明申し上げたとおり肥薩おれんじ鉄道の現在の所有のもので

ありますが、土地については肥薩おれんじ鉄道から無償で貸し付けを受けるということで決まっております。そしてまた駅舎については駅務室及びコミュニティスペースを除く部分について、肥薩おれんじ鉄道が財産の廃止処分を行うと、そしてまた市においてこの部分を解体し、新たな施設を整備することになっております。整備できたものは阿久根市の所有と、財産ということになることになっております。

あと工事関係については企画調整課長の方から答えさせます。

花木企画調整課長

それでは出口議員の御質問にお答え申し上げます。

補助金の制約ということで御質問でございます。まず補助金につきましては補助金の適正化に関する法律というのがございます。これは国庫補助等に、事業に適用するという形になっておりますが、当然、県の事業についてもこれは補助事業でございますので、その制約を受けるということで考えております。

それから工事にあたる、設計、それから工事に係る部分でございますが、これについては今後また、委員会等でも検討しながら進めてまいりたいと思っております。

出口徹裕議員

最後の方が何となくうやむやむやむやとなりましたけれども、委員会等でやっていく、発注の関係の委員会という認識でよろしいのかなとは思っておりますけれども、できればこういうのもですね、いろいろな形で阿久根にも事業者等を入れますし、それから駅舎というのを考えていった場合に、今現在、あの周辺整備等の委員会等もしていることです。デザインからいいますと、いろいろな形で今後反映していく最初の拠点となる部分だと私は思っています。これの色、形、それから、そうですね、それらによって今後整備をしていきたいという市の方の方針がありますし、その前の今現在の駐車場と言いますか、ロータリーと言いますか、あの部分の整備にも非常にかかわってくるものだと思います。ですから、反対するという、そういったようなあれではないんですが、そのほかの委員会等も含めてですね、市民の方の委員会も意見も大事ですけれども、そちらの方の整合性もしっかりと取りながら、今後進めていっていただくと。それからなるべくいろいろな形で地元、駅舎でつくることで、観光も人がふえるかもしれませんけれども、まずつくるにあたっては地元になるべく貢献できるような形でお願ひしたいと思っております。以上

です。

議長（濱之上大成議員）

ほかに質疑はありませんか。

岩崎健二議員

一つだけ確認をさせていただきたいんですが、この事業の執行は阿久根市が直接やられるものなのか、あるいはおれんじ鉄道に委託してやられるものなのか、そのところを一つだけはっきりさせていただきたいと思います。

西平市長

岩崎議員の質問にお答えいたします。

これにつきましては、阿久根市が直接行うものであります。

議長（濱之上大成議員）

ほかに質疑はありませんか。

竹原恵美議員

先ほどから聞かれている内容、返答の中でお尋ねしたいんですけども、委員会が発足される。そして市民からも聴取をするということなんですが、それを汲み上げていく、年度末までに汲み上げていく時間的計画と、その委員会自体に対してどのような方が任命されて、意見聴取をしていくのかを教えてください。

西平市長

まず、竹原議員の質問にお答えさせていただきます。

委員会の構成ということでの一つ

の質問とお受け取りいたします。基本的には昨年度計画策定を行いました阿久根駅周辺整備計画に係る委員の方々を基本としております。そしてまた、昨年度委員だった各関係課長については、監事として実務的な作業を担当させることとしております。にぎわい交流ステーション事業の検討委員会としましては、商工会議所会頭、北さつま漁協の組合長、鹿児島いずみ農協の阿久根事業所所長、特産品協会会長、観光協会会長、駅前通り会の代表、女性団体連絡会会長、肥薩おれんじ鉄道の社長、北薩地域振興局総務企画部長、北薩地域振興局建設部長、そして最後に私阿久根市長ということになっております。

スケジュールにつきましては、企画調整課長の方に答弁させます。

議長（濱之上大成議員）

ゆっくりとはっきり答弁願います。

花木企画調整課長

それでは竹原議員にお答え申し上げます。

今後のスケジュール等につきまして御説明申し上げます。先ほども市長が申し上げましたが、市民の方々からいろんな御意見を伺うということで、来週から1カ月ほど予定をしているところでございます。これが市民の方々からの意見公募という期

間で考えているところでございます。それを受けまして検討委員会、これを今後4回ほど開催していこうかと考えているところでございます。並行しまして設計業務についても行っていくということで、現在のところ3月末をこの設計の完成という形で考えているところでございますが、状況によりまして先ほども市長が申し上げましたとおり期間が延びる可能性もありますが、今のところは3月までということ考えているところでございます。以上でございます。後、その後が工事に入るということでございます。以上でございます。

議長（濱之上大成議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第62号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

議長とってください、気がつきません。

竹原恵美議員

登壇

議案第62号に対して反対の立場で討論いたします。

今回の提案は、計画内容、設計もできてない上で、議会に対して最終のできあがりまで了承を求めるものです。二元代表制のもとに議会がなすべき行政へのチェック機能を全く必要としておりません。議会無視の執行部の提案に対しては強く抗議いたします。阿久根市が向上する活動に反対するものではありませんが、計画案なしに事業の完成までを今了承を求める議案は査定に値しないと考えます。先日行われたおれんじ鉄道の協議会がありました。そこでおれんじ鉄道の決算書類を分析している県議連の中村県議の発言がありました。おれんじ鉄道は近10年に25億の投資が必要。前年度黒字と、おれんじ鉄道が黒字となったのは調整金が2億8,000万であったものが5億1,000万になった、増額したことで黒字決算を導いた。今年2月には鹿児島市長もおれんじ鉄道への強力に難色を示し、最近沿線の市も協力を難色を示すようになってます。この中で現在、おれんじ鉄道自体の長期的な存続が不透明であるという点に、今置かれています。以上のことから議会の機能を無視した提案には採決の棄権にも値すると考え反対いたし



ます。 降壇  
議長（濱之上大成議員）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号、平成24年度阿久根市一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の

[竹原議員「棄権いたします。採決（聴取不能）と呼ぶ]

[竹原議員退席]

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

[竹原議員入室]

議案第63号上程（各常任委員会付託）

議長（濱之上大成議員）

日程第23、議案第63号を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

西平市長 登壇

御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

議案第63号は、平成24年度阿久根市一般会計補正予算（第7号）であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億98万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億6,327万7,000円にしようとするものであります。

第2条は、地方債の補正であり、5ページの第2表に示すとおり農業体質強化基盤整備促進事業を追加するものであります。

3ページに戻りますが、歳入歳出予算の補正額については、第1表に示すとおり歳出においては第2款総務費2億3,897万5,000円、第3款民生費1億6,566万4,000円、第6款農林水産業費361万8,000円、第7款商工費67万4,000円、4ページの第10款教育費2,476万8,000円をそれぞれ増額し、3ページに戻りますが第1款議会費667万5,000円、第4款衛生費120万4,000円、4ページの第8款土木費1,730万8,000円、第9款消防費753万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

2ページの歳入においては、第11款分担金及び負担金408万8,000円、第13款国庫支出金4,906万3,000円、第14款県支出金2,500万9,000円、第17款繰入金2億7,401万9,000円、第18款繰越金4,132万円、第19款諸収

入468万2,000円、第20款市債280万円をそれぞれ増額するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

降壇

議長（濱之上大成議員）

提案理由の説明は終わりました。

これより補足説明を願います。

花田財政課長

議案第63号、平成24年度阿久根市一般会計補正予算（第7号）について、補足して御説明申し上げます。歳出から御説明いたします。

補正予算書の12ページをお開きください。

第1款議会費1項1目議会費667万5,000円の減額補正は、職員人件費の減額補正であり、人事異動等によるものであります。なお、職員人件費の補正につきましては、同じ理由での補正につき以降の説明を省略させていただきます。

第2款総務費1項7目財産管理費2億6,935万円の補正は、旧国民宿舎の修繕料を見込み計上したほか、市民交流施設整備基金へ積み立てる25節積立金2億6,722万3,000円であります。

次のページの4項5目県知事選挙費11万5,000円の補正は、県支出金の額の確定に伴い精算処理を行うもの

であります。

14ページになりますが、第3款民生費1項1目社会福祉総務費3,157万円の補正は、国民健康保険特別会計への特別会計へ繰り出す28節繰出金2,238万7,000円が主なものであります。2目心身障害者福祉費の8,790万4,000円の補正は、13節における対象者の見込み増による子ども発達支援センターこじか業務などの委託料229万4,000円、次のページの20節における制度改正や対象者の見込み増などによる生活介護費7,358万4,000円、就労継続支援費2,314万4,000円の増額のほか、施設入所支援費3,768万1,000円の減額など、実績見込み額の増減により説明欄に記載した事業をそれぞれ補正した扶助費7,067万8,000円が主なものであります。3目老人福祉費1,261万3,000円の補正は、介護保険特別会計への繰出金であります。

16ページになりますが、2項5目保育施設運営費2,763万3,000円の補正は、入所児童数の増による扶助費を見込み計上するものであります。3項1目生活保護総務費1,250万9,000円の補正の主なものは、次のページの23節償還金利子及び割引料の国庫負担金等精算返納金1,029万1,000円であります。

第4款衛生費1項1目保健衛生総務

費の補正のうち19節負担金補助及び交付金55万円は、特定不妊治療費助成事業費の限度額の引き上げ及び対象者の見込み増によるものであります。2目健康増進費102万3,000円の補正は、国庫補助金の精算返納金であります。3目予防費551万4,000円の補正は、不活化ポリオワクチン接種及び四種混合ワクチン接種の対象人数等の見込み増に伴い、11節需用費の保健薬品等、13節委託料の個別予防接種業務などの所要額を補正するものであります。

18ページになりますが、第6款農林水産業費1項3目農業振興費90万5,000円の補正は、19節における産地づくり対策事業64万5,000円の追加内示などによるものであります。5目農地費328万円の補正は、説明欄記載の県営事業に対する5%の負担金であります。2項2目林業振興費196万5,000円の補正は、鳥獣被害の対策として捕獲器を28基購入するものであります。

20ページになりますが、第9款消防費1項1目常備消防費766万3,000円の減額補正は、阿久根地区消防組合における前年度の精算及び人件費等の減額に伴い負担金を減額するものであります。2目非常備消防費13万2,000円の補正は、平成24年度火災予防推進事業補助金の交付決定に伴

い、消防車等に貼るマグネットシートを購入するものであります。

9ページに戻りますが、次に歳入について御説明申し上げます。

第11款分担金及び負担金2項1目民生費負担金408万8,000円の補正は、入所児童数の見込み増によるものであります。

第13款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金のうち1節社会福祉費負担金3,496万7,000円の補正は、説明欄に記載のそれぞれの事業の実績見込みの変更により計上したもので、基準額の2分の1の額であります。同じく2節児童福祉費負担金1,268万6,000円の補正は、入所児童数の見込み増により計上したもので、基準額の2分の1の額であります。2項2目民生費国庫補助金141万円の補正は、地域生活支援事業費の事業費増に伴うもので、基準額の2分の1の額であります。

第14款県支出金1項2目民生費県負担金1節社会福祉費負担金の補正額1,771万5,000円の補正は、説明欄記載の事業の年間見込み額の変更に伴い計上したものであり、基準額の4分の1の額であります。同じく2節児童福祉費負担金634万3,000円は、基準額の4分の1の額であります。

10ページになりますが、2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金

11万1,000円のうち重度心身障害者医療費130万9,000円の減額は、基準額の2分の1、地域生活支援事業費70万4,000円は、基準額の4分の1をそれぞれ計上するものであり、いずれも実績見込みの変更に伴い補正するものであります。

また、障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業費71万6,000円は、障害者福祉システムや啓発事業等に係る定額補助であります。5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金62万5,000円の補正は、中山間地域直接支払制度事業費19万5,000円及び補助率3分の1の農業農村活性化推進施設等整備事業費43万円です。8目消防費県補助金10万円の補正は、火災予防推進事業費の定額補助であります。3項1目総務費委託金11万5,000円は、県知事選挙費の確定に伴い計上するものであります。

第17款繰入金1項4目市有施設整備基金繰入金2億6,935万円の補正は、旧国民宿舎の修繕費及び市民交流施設整備基金への積立金の財源として繰り入れるものであります。

第18款繰越金1項1目繰越金4,132万円の補正は、今回の補正に伴う一般財源所要額を計上したものであります。

第19款諸収入5項4目雑入2節団体

支出金463万6,000円の補正は、子ども発達支援センターこじか業務に対する国保連合会介護給付費交付金であり、対象児童の見込み増により計上したものであります。

次のページの第20款市債1項5目農林水産業債280万円の補正は、農業体質強化基盤整備促進事業債であり、県営事業に対する負担金の財源として充当するものであります。

なお、これに伴う平成24年度末の市債残高は100億7,015万4,000円となる予定であります。

それから、18ページの林業振興費の中で28基と、鳥獣被害の捕獲器を28基と申し上げましたけれども30基に訂正していただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（濱之上大成議員）

補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝議員

わからないから聞かせてください。

3点ほどお尋ねをしたいと思いますが、まず歳出のですね、18ページ、農地費の負担金のですね、農業体質強化基盤整備促進事業、木場仁田地区と高松地区あるんですが、農業の体質を強化する基盤整備事業というのは、非常に農業を振興する意味で大事なんですけれどもね、具体的に

どういう仕事なんですか。それが第1点ですね。

それから、先ほど財政課長は今回の補正の主なものはですね、人件費、人件費の削減については人事異動によるものだという話をされましたね。私は人件費、どこを取ってもですね、今回人件費のところマイナスの補正になっています。補正でないところというのは、もう幾らもないんですね。ところが今回の23ページの一般職、総括を給与明細書の総括を見ますとね、比較3,595万3,000円なんですね、人件費の削減が3,595万。財政課長の説明からするとね、人事異動によって高い人がこちらに、低い人がこちらに来たということであつたらね、そんな差は出てこないという気がするんですよ。そういう中で3,595万円という差がね、出ているということは、特別条例の改正もない中で、どういうことかなと思って、疑問に思っていたところですが、説明をお願いします。

それから、いつも気になっているんですがね、地方債の借入先の話なんですけどね、今回起債の目的が農業体質強化基盤整備促進事業ということ、280万、先の即決した予算書の中にもこの項目がございました。この中でですね、利率については年5%以内、償還の方法と、こう書い

てありますけれども、今、阿久根市は地方債をね、どこから借りているのか、政府資金なのか、銀行なのか、それとも生命保険会社なのか、教えてください。

西平市長

山田議員からお尋ねの3点の質問につきましては関係課長に答えさせていただきます。

内園農政課長

山田議員の方に補足して説明させていただきます。

まず、農業体質強化基盤整備促進事業、これについてというお尋ねでしたが、これにつきましては平成23年度に国の方が新規事業ということで年度途中で事業を制定したものでありまして、昨年度からこの事業を利用させていただいているわけですが、具体的には畦畔<sup>けいはん</sup>の除去とか、農地の区画拡大、暗渠排水<sup>あんきよ</sup>等の農地等の整備、もしくは老朽した施設の更新とか、用排水機の増設等で農業水利施設の整備ということでの事業内容になっているわけですが、具体的には従来から今回予算計上させていただきました分については、県営の土砂崩壊防止事業で木場仁田地区を中山間と同じ時期から行っていたわけですが、この部分について、この新しくできた23年度にできた農業体質強化の事業を活用させていただ

いて、もともとあった部分が24年まで、25年までということやっていた分を前倒しにしてというか、予算を拡大した形でこの事業を活用させていただくということで計画しております。もう一つが、高松地区ということで書いてあるんですが、これが高松の防災ダムということで、高松ダムのシステム改修をやはり同じように県営事業で行っていたわけですが、これ県の方にお願ひしまして、この農業体質強化の方を利用していただいて、前倒しで計画を進めていただくということで、その負担金を阿久根市として予算計上させていただいたところです。よろしくお願ひします。

上野総務課長

山田議員に2問目の人件費の件についてお答えをいたします。

改定等もなくでですね、減額が非常に大きいのではないかというような御質問でございました。まず、減額の大きな理由の一つにですね、通常は定年退職、あるいは早期退職等々につきましては、事前の退職申し出等に基づいて予算編成時に計上が可能であるものにつきましては減額をするわけですが、今回、定年前中途退職ということでですね、予算編成後に退職申し出等がございまして、その職員等については当初予

算としては予算が計上されていたというのがまず一つございます。

次に、御承知のとおり阿久根市の独自カット、給与の独自削減については御承知のことでございますけれども、対前年度比よりも対前年度が平均6.4%でございましたけれども、今年度24年度は平均7.3%の独自カットを実施をしたということ。あわせてまして育児休業者が多数おりまして、この部分についても復帰の可能性を含め予算計上いたすわけですが、復帰等の調整を含めてですね、育児休業者の分についても減額が生じてきたと、あわせて休職者についても同じようなことで減額がなされるというようなこと等総合的に減額の額が大きくなりまして、本削減額を今回計上をしたということでございます。以上でございます。

花田財政課長

地方債の借入先につきましては、現在、政府資金、財政融資資金ですが、それと民間資金、市中銀行からの縁故資金ですね、それと県の市町村振興資金から借りているところでございます。以上でございます。

山田勝議員

まず第1点目のですね、農政課長の説明で非常によく理解できますよ、これは。私は当然ね、昔あった土砂崩壊事業かなという気がしておった

んですが、しかしながら、あなたの説明を聞いているともっと広範囲にね、農業体質強化基盤整備事業をもっと広範囲にできるなという気がしたんですよ、今ですね。ですからそういうことでもっとこうしたらいいということについてはですね、また私どもも気がついたことはどしどしお願いしますので取り組んでいただきたいと思っています。この件については了解です。

それから人件費についてはですね、課長の説明で理解をしましたよ。しかしながら説明の中でですね、人事異動等によるあれだと言ったら、ほとんどないでしょう。ないというふうに思うんですよ。ですからね、3,500万以上の補正をするときには、それなりの説明をすれば私も聞かなかったんですけどね、そういうことでよろしくお願いします。

それから、地方債の借入先については了解いたします。以上です。

議長（濱之上大成議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第63号は、お手元に配付しました付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託します。

議案第64号上程（産業厚生委員会付託）

議長（濱之上大成議員）

日程第24、議案第64号を議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

西平市長 登壇

議案第64号は、平成24年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

特別会計補正予算書の1ページをごらんください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,251万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1,291万2,000円にしようとするものであります。

歳入歳出予算の補正額については、第1表に示すとおり3ページからの歳出予算においては第2款保険給付費4,120万円、第3款後期高齢者支援金等11万6,000円、第6款介護納付金125万7,000円、第7款共同事業拠出金7,291万9,000円、第8款保健事業費120万円、第11款諸支出金3,582万6,000円をそれぞれ増額しようとするものであります。

2ページからの歳入予算においては、第4款国庫支出金738万円、第5款県支出金162万円、第6款療養給付費等交付金2,320万円、第10款繰入

金2,238万7,000円、第11款繰越金9,793万1,000円をそれぞれ増額しようとするものであります。

以上、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（濱之上大成議員）

提案理由の説明は終わりました。

これより補足説明を願います。

佐潟健康増進課長

議案第64号、平成24年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、補足して御説明いたします。

補正予算書の8ページ、歳出をごらんください。

第2款保険給付費1項療養諸費の補正額3,300万円は、被保険者1人当たりの医療費の伸びが大きくなったことで療養給付費に不足が見込まれるため増額しようとするものであり、1目一般被保険者療養給付費1,800万円、2目退職被保険者等療養給付費1,500万円をそれぞれ増額しようとするものであります。同じく2項2目退職被保険者等高額療養費の補正額820万円につきましても同様に不足が見込まれることから増額しようとするものであります。

第3款後期高齢者支援金等1項1目後期高齢者支援金11万6,000円と第6款介護納付金1項1目介護納付金125万7,000円の補正額は、支払基金へ

の負担金をそれぞれ増額しようとするものであります。

9ページをお願いします。

第7款共同事業拠出金1項1目高額医療費拠出金3,045万9,000円と、2目保険財政共同安定化事業拠出金4,246万円の補正額は、国保連合会へ拠出する負担金をそれぞれ増額しようとするものであります。

第8款保健事業費2項1目保健対策費の補正額120万円は、人間ドックへの補助金について不足が見込まれることから増額しようとするものであります。

第11款諸支支出金1項3目償還金の補正額3,582万6,000円は、前年度の国庫負担金等精算返納金であり、国・県への負担金分3,566万4,000円と、補助金分の精算確定分16万2,000円をそれぞれ返納するものであります。

次に歳入は、7ページをごらんください。

第4款国庫支出金1項1目療養給付費等負担金576万円及び2項1目財政調整交付金162万円、第5款県支出金2項1目財政調整交付金162万円は、一般被保険者療養給付費の増額見込みに対する国・県の負担金及び交付金を増額しようとするものであります。

第6款1項1目療養給付費等交付金の補正額2,320万円は、退職者等医



療費に係る増額見込み分に対する社会保険診療支払基金からの交付金を増額しようとするものであります。

第10款繰入金1項1目一般会計繰入金の第4節財政安定化支援事業繰入金の補正額2,238万7,000円と、第11款繰越金1項1目繰越金の補正額9,793万1,000円は、保険給付額等の不足見込み分について増額し財源充当しようとするものであります。

以上で補足説明を終わりますが、よろしくをお願いします。

議長（濱之上大成議員）

補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則の規定により所管の産業厚生委員会に付託します。

議案第65号上程（産業厚生委員会付託）

議長（濱之上大成議員）

日程第25、議案第65号を議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

西平市長

登壇

議案第65号は、平成24年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

特別会計補正予算書の11ページを

ごらんください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,239万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,916万6,000円にしようとするものであります。

歳入歳出予算の補正額については、第1表に示すとおり13ページからの歳出予算においては第1款総務費117万6,000円、第2款保険給付費1億1,290万円、第8款諸支出金831万9,000円をそれぞれ増額しようとするものであります。

12ページからの歳入予算においては、第3款国庫支出金2,526万3,000円、第4款支払基金交付金561万3,000円、第5款県支出金1,350万3,000円、第7款繰入金5,210万7,000円、第8款繰越金2,590万9,000円をそれぞれ増額しようとするものであります。

以上、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。 降壇

議長（濱之上大成議員）

提案理由の説明は終わりました。

これより補足説明を願います。

佐潟健康増進課長

議案第65号、平成24年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足して御説明いたします。

補正予算書の19ページ、歳出をごらんください。

第1款総務費1項1目一般管理費の補正額117万6,000円は、職員6名分の人件費の増額補正であり、予算編成時の職員配置後の異動によるものであります。

第2款保険給付費1項介護サービス等諸費の補正額1億円は、1目居宅介護サービス給付費4,300万円、3目地域密着型介護サービス給付費930万円、5目施設介護サービス給付費3,000万円のほか、各種給付費、改修費の増額であり、介護サービスの利用者が当初見込みよりふえたことにより関係給付費等に不足が見込まれるため増額しようとするものであります。

20ページをお願いします。

2項介護予防サービス等諸費の補正額の90万円は、3目地域密着型介護予防サービス給付費20万円、5目介護予防福祉用具購入費20万円、7目介護予防サービス計画給付費50万円の増額であり、要支援認定者に係るそれぞれの過不足見込み額に基づき増額しようとするものであります。3項1目審査支払手数料の補正額20万円は、保険給付費の増額に伴い審査件数が増加するので、審査手数料を増額しようとするものであります。4項高額介護サービス等費の補正額

220万円と、5項高額医療合算介護サービス等費の補正額100万円は、それぞれ自己負担額が定める上限額を超えたとき受給されますが、その給付見込み額に不足が見込まれるので増額しようとするものであります。

21ページをお願いします。

7項特定入所者介護サービス等費の補正額860万円は、低所得の方が施設介護サービスを利用したとき、食費、居住費について限度額を超えた額を給付するものであります。これに不足が見込まれるため増額しようとするものであります。

第5款地域支援事業費2項包括的支援事業任意事業費1目介護予防ケアマネジメント事業費の補正額158万4,000円は、地域包括支援センター専門指導嘱託員1名が6月末で退職したことによる報酬と社会保険料の減額であり、5目任意事業費の補正額158万4,000円は、在宅寝たきり者介護手当について不足が見込まれるため増額しようとするものであります。

第8款諸支出金1項2目償還金の補正額365万円は、前年度の国庫負担金と精算返納金であり、3項1目他会計繰出金の補正額466万9,000円は、前年度に一般会計から繰り入れた保険給付費繰入金に係る精算返納金で一般会計へ繰り出すものであります。

次に歳入は17ページをごらんくだ

さい。

第3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金2,526万3,000円、第4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金561万3,000円、第5款県支出金1項1目介護給付費負担金1,350万3,000円は、歳出の保険給付費の増額見込みに対する国・県支払基金の負担金及び交付金と、前年度に係る精算交付金分を増額しようとするものであります。

第7款繰入金1項1目介護給付費繰入金1,261万3,000円は、歳出の保険給付費の増額分に係る阿久根市負担分1,143万7,000円と、給与改定に伴う人件費の増額分117万6,000円の合計額であります。

第7款繰入金2項1目介護保険基金繰入金3,949万4,000円と、第8款繰越金1項1目繰越金2,590万9,000円は、不足する財源の見込み額について増額し財源充当しようとするものであります。

なお、今回の基金取り崩しで介護保険基金の残高見込み額は1億6,936万6,033円となる予定であります。

以上で補足説明を終わりますが、よろしく申し上げます。

議長（濱之上大成議員）

補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則の規定により所管の産業厚生委員会に付託します。

請願第2号上程（産業厚生委員会付託）

議長（濱之上大成議員）

日程第26、請願第2号、根比海岸線の侵食防止策を求める請願書が阿久根市赤瀬川3,503番地、赤瀬川地区区長会長、平忍君ほか52名から議長あて提出されました。

本件を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第2号は、会議規則第134条の規定により所管の産業厚生委員会に付託いたします。

陳情第6号上程（総務文教委員会付託）

議長（濱之上大成議員）

日程第27、陳情第6号、オスプレイの沖縄配備を撤回させ、低空飛行訓練に反対する陳情書が阿久根市赤瀬川203の1、田原力君から議長あて提出されました。

本件を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第6号は、会議規則第138条の規定により所管の総務文教委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しま

した。

本日はこれにて散会します。

散 会 午後 2時49分